
市川市業務継続計画

(震災編)

令和 4 年 8 月
市 川 市

目次

基本的な用語

第1章 総論

第1節 計画の目的と基本方針	3
第1 目的	3
第2 基本方針	4
第2節 計画の概要	5
第1 計画の位置づけ	5
第2 計画の発動と解除	6
第3 非常時優先業務	7

第2章 被害想定

第1節 想定地震	11
第2節 市川市における被害想定	12
第3節 関東地方における被害想定	15
第4節 本市における業務執行環境の被害予測	16

第3章 業務資源

第1節 庁舎及び所管施設	20
第1 庁舎	20
第2 所管施設	21
第3 代替施設	22
第2節 道路及びライフライン	24
第1 道路及びライフラインの復旧予測	24
第2 道路・交通手段	25
第3節 付帯設備・備蓄	27
第1 非常用電源	27
第2 通信機器	28
第3 情報システム	29
第4 備蓄品（食糧、飲料水、トイレ等）	30

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動 -----	36
第1 勤務時間内に災害が発生した場合 -----	36
第2 勤務時間外に災害が発生した場合 -----	37
第2節 職員の参集予測 -----	38
第3節 権限委任 -----	39
第1 権限委任 -----	39
第2 各本部の責任者の代行順位 -----	40

第5章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定 -----	43
第2節 非常時優先業務の実施体制 -----	48
第3節 非常時優先業務と従事人員 -----	52
第1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査 -----	52
第2 全庁の定量化調査結果 -----	53
第3 各部の定量化調査結果 -----	54
第4節 人員不足が見込まれる部署と業務 -----	79
第5節 受援体制の検討 -----	83

第6章 業務継続の管理・運営

第1節 業務継続管理の考え方 -----	86
第1 業務継続の管理と運用 -----	86
第2 全体計画と個別計画 -----	87
第2節 個別計画の策定の推進 -----	88
第1 個別計画の策定状況 -----	88
第2 個別計画の策定の推進 -----	89
第3節 教育・訓練の実施 -----	90
第1 教育・訓練の体系 -----	90
第2 教育の実施 -----	91
第3 訓練の実施 -----	92
第4節 管理・運営の年間スケジュール -----	93

別冊資料

- 資料1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査（課単位）
- 資料2 非常時優先業務（応急対策業務）

基本的な用語

●業務継続計画（BCP）

災害時に行政自らも被災し、ひと、もの、情報等に制約がある中で、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制、対応手順、必要となる資源の確保等をあらかじめ定める計画。

●非常時優先業務

災害時でも優先的に実施すべき業務。

具体的には、応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

●目標復旧時間

各非常時優先業務について、発災後、いつ頃までに業務を開始・再開するか定めた目標時間。

なお、「開始・再開」とは、単に業務の一部に着手することを意味するのではなく、一定程の業務が実施される状態を指す。

●業務影響度分析

非常時優先業務を絞り込み、目標復旧時間を決めるために行う分析。

対象業務の開始・再開が遅延する場合、市民サービスや地域社会にどの程度重大な影響が発生するか（非常時優先業務を絞り込む基準）、そして、その影響が発生・拡大するのは発災後どの程度の経過時間後か（業務開始目標時間を決める判断基準）を分析する。

●必要資源

非常時優先業務の執行に必要な資源。

例えば、職員、庁舎、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む。）、水・食糧等、トイレ、消耗品等があげられる。

●参集予測、参集想定

執務時間外に災害が発生した場合、非常時優先業務に必要な要員がどの程度参集できるかを予測（想定）すること。一般的には、自宅等から参集先までの距離を徒歩等で移動することを想定する。

●災害時優先電話

災害時における救援、復旧、公共秩序の維持に必要な通信手段を確保するため、通信事業者があらかじめ指定する電話回線。

災害時には、被災地内で通話が過度に集中することが多く、その場合、電話システム全体のダウンを防ぐため、被災地からの発信や被災地外から被災地への接続が制限されるが、そのような場合でも制限を受けずに発信が可能である。

ただし、着信については通常電話と同じ扱いとなるため、災害時優先電話を発信専用電話として利用する等の注意が必要である。

第 1 章 総 論

第1節 計画の目的と基本方針

第1 目的

1. 市川市業務継続計画の目的

市川市業務継続計画（以下「本計画」という。）は、「災害時には行政自らも被災する」という視点に立ち、市川市（以下「本市」という。）が被災しても日常行っている業務を停止せず、また停止した場合も可能な限り短期間で業務を再開・継続することを目的とする。

また、災害時における人的・物的資源の状況を踏まえた重要業務を継続する体制をつくることを目的とする。

2. 計画改訂の背景

（1）首都直下地震対策大綱（平成17年9月 中央防災会議）

首都直下地震により、「膨大な人的・物的被害の発生」とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じないよう地方公共団体の業務継続性確保が不可欠とし、行政機能の継続性確保のための計画を作成することとした。

（2）地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（平成22年4月 内閣府）

地方公共団体における業務継続体制の確保に係る検討を支援することを目的として、地震発災時の業務継続に必要な事項及び手法等をまとめた。

（3）東日本大震災（平成23年3月）

一時的に行政機能が喪失する事象が発生し、地方公共団体の業務継続性確保の重要性が認識された。

（4）防災基本計画の改訂（平成23年12月 中央防災会議）

地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとされた。

（5）市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月 内閣府）

人口が1万人に満たない市町村であっても、業務継続計画の策定を推奨した。

（6）関東・東北豪雨災害（平成27年9月）

電力の喪失により、行政機関が災害対応に支障を来すような現象が垣間見られた。

（7）大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府）

東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ、記載内容の拡充等の改訂が行われた。

（8）防災基本計画の改訂（平成28年2月 内閣府）

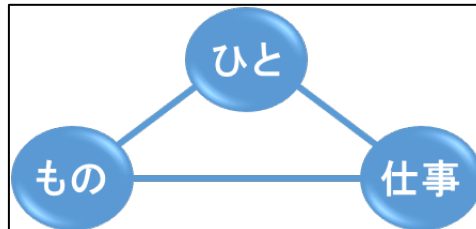
地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化（電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等）について改訂方針が出された。

第2. 基本方針

1. 本計画の3大要素

本計画を構成する要素は、「ひと」、「もの」、「仕事」とする。

「ひと」は職員、「もの」は庁舎、所管施設、ライフライン、非常用電源等のリソース、そして、「仕事」は非常時優先業務である。



業務継続計画の3大要素	
ひと	市川市の職員
もの	庁舎及び所管施設
	ライフライン
	非常用電源
	通信機器
	情報システム
	備蓄（食糧、飲料水、トイレ）
仕事	非常時優先業務

2. 本計画の基本方針

本計画の基本方針は、下記のとおり、5つの方針とする。

- （1）市民の生命・身体・財産を守るため、応急対策活動に万全を尽くす。
- （2）市民生活や経済活動が停止する事態をできるだけ避け、早期回復に努める。
- （3）職員（庁舎内の来客者を含む。）の安全を確保する。
- （4）非常時優先業務の継続性を確保するため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。
- （5）業務の継続性を向上させるため、関係機関との連携を強化する。

第2節 計画の概要

第1 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画、各種災害対応マニュアル及び一般業務に基づくものである。

（ただし、業務継続計画が策定されている消防局の所掌を除く。）

本計画と関連する関連計画等を以下に示す。

No.	名 称
1	防災基本計画
2	千葉県地域防災計画
3	千葉県業務継続計画
4	市川市地域防災計画（震災編）
5	市川市地域防災計画（資料編）
6	市川市津波避難計画
7	情報システム部門の業務継続計画
8	市川市下水道業務継続計画
9	市川市災害廃棄物処理計画
10	市川市国民保護計画
11	官庁施設の総合耐震計画基準
12	官庁施設の総合耐震診断・改修基準
13	業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
14	防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（案）
15	市川市公共施設等総合管理計画
16	市川市備蓄計画
17	非常災害時対応マニュアル（市川市保育園）
18	市川市想定地震被害調査結果（GISデータ含む）
19	各種災害対応マニュアル（個別のマニュアルを下記に示す）
20	災害対応事務局マニュアル
21	派遣調整担当マニュアル
22	医療本部マニュアル
23	被災生活支援本部マニュアル
24	広報班マニュアル
25	システム・受援班（モニタリング・分析担当）マニュアル
26	システム・受援班（ボランティア担当）マニュアル
27	市民要望受付班マニュアル
28	帰宅困難者・外国人対応班マニュアル
29	生活再建支援マニュアル
30	災害班マニュアル
31	小学校区防災拠点要員行動マニュアル
32	被災市街地対応本部マニュアル
33	物資管理マニュアル
34	第1 配備体制・第2 配備体制 職員活動マニュアル
35	災害時職員ポータルサイト更新マニュアル
36	動植物園グループにおける非常時対応マニュアル（震災、強風被害）

第2 計画の発動と解除

1. 本計画の発動基準

市川市地域防災計画が想定する東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）が発生し、本市において震度 6 弱から 6 強の揺れが観測された場合、本計画が適用される。

また、震度 5 強以上の揺れが観測され、本市が災害対策本部体制を確立した場合、災害により人的・物的資源が不足する状況を呈した場合、同様に本計画が適用される。

	災害対策本部体制 (重大な災害が発生又は発生のおそれがある場合)
震 災 (地震・津波)	○市川市域で「震度 5 強以上」を観測した場合 本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区の震度情報を読み替えるものとする。 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波（特別警報）」の津波警報が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合

※出典：市川市地域防災計画

2. 発動者

発動者は、市長とする。

市長は、発災後 30 分を目途に収集した情報等から活用できる人的・物的資源、被災状況を把握し、必要に応じて、本計画を発動する。

なお、市長が不在の場合、発動者の代行順位は下表のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長	副市長	教育長	危機管理監

3. 解除基準

市長は、災害の発生後、市民生活、産業活動、行政活動が一定の安定（平衡）に至った際、又は、諸般の状況判断により、本計画を解除する。

第3 非常時優先業務

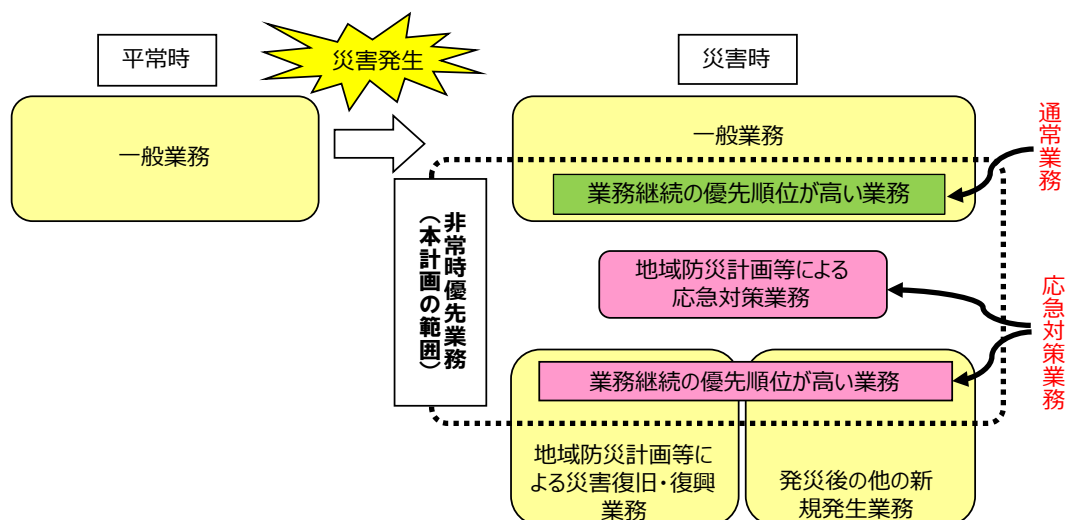
1. 非常時優先業務

非常時優先業務は、災害時に行政自らも被災し、人的・物的資源に制約がある中で、優先的に実施すべき業務である。

本計画では、下記のとおり、「応急対策業務」と「通常業務」を非常時優先業務とする。

業務の範囲	非常時優先業務の選定基準	業務名
平常時の業務	一般的な業務のうち非常時でも優先して処理すべき業務	通常業務
地域防災計画及び各種災害対応マニュアルで定められている業務	応急対策計画における全業務	応急対策業務
	復旧・復興業務及び発災後新たに発生する他の緊急的業務のうち、早期実現の優先度の高い業務	

○業務継続計画で対象とする業務範囲

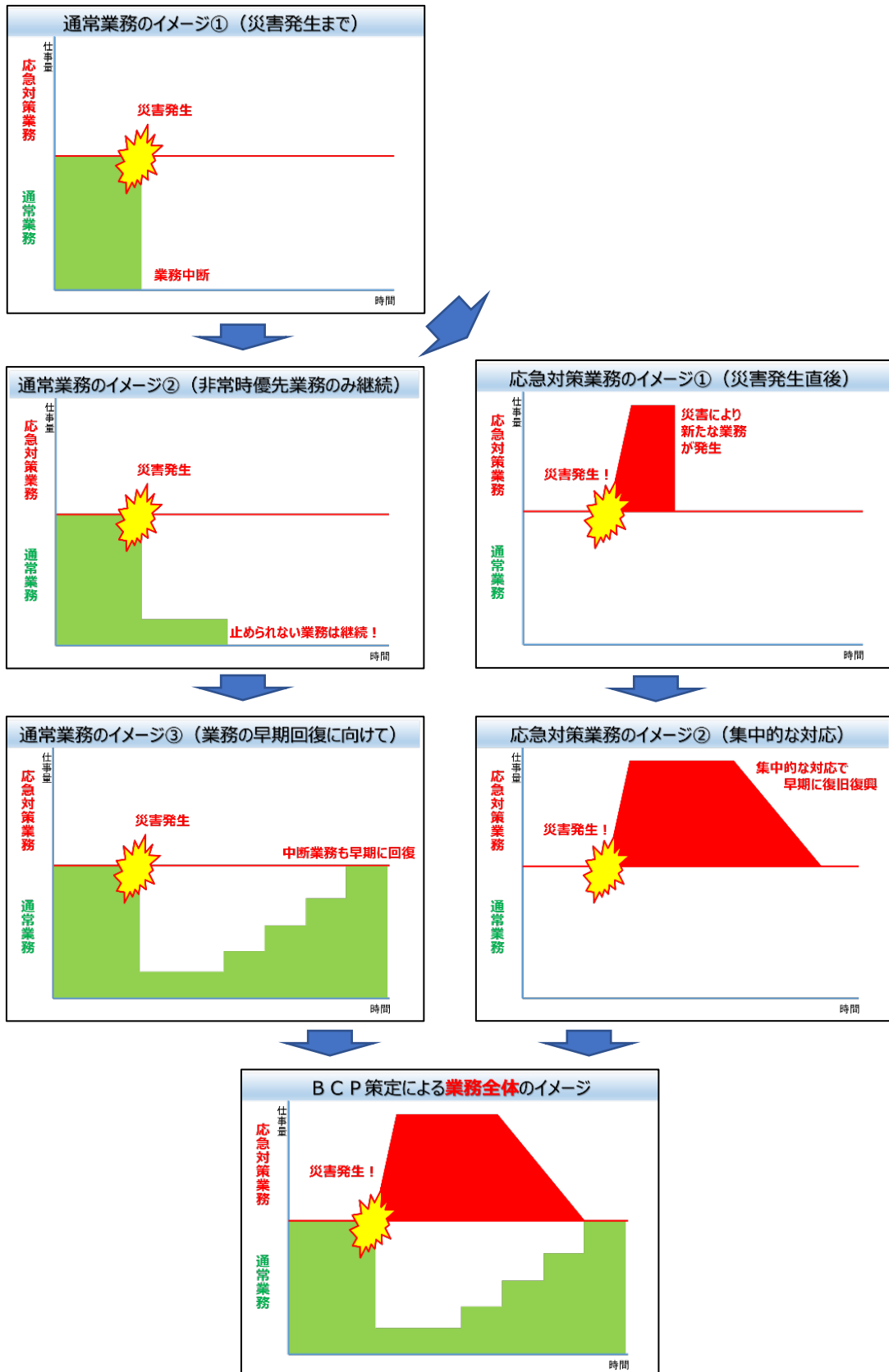


2. 災害発生と非常時優先業務

災害が発生した場合、平常時に行っている業務の大半を停止し、新たに発生する応急対策業務（非常時優先業務）に人的・物的資源を集中し、これを実施する。

ただし、停止できない通常業務（非常時優先業務）については、応急対策業務と並行して、継続する。そして、応急対策業務の実施状況に応じて、職員や資源を優先度の高い通常業務に戻し、段階的に通常業務を再開していく。

○災害発生と非常時優先業務のイメージ



第2章 被害想定

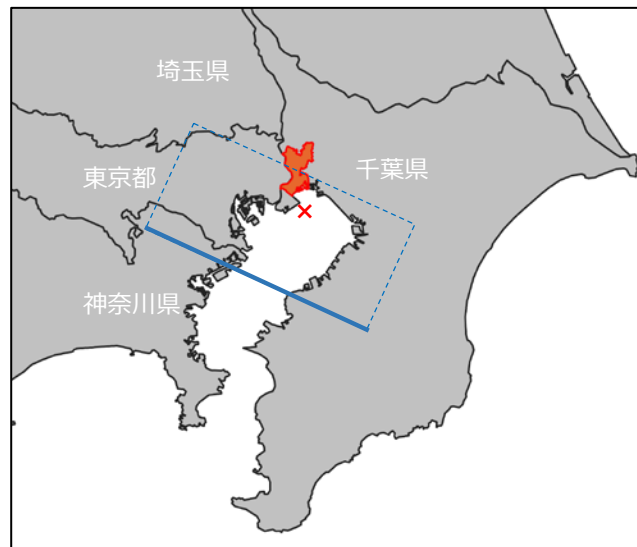
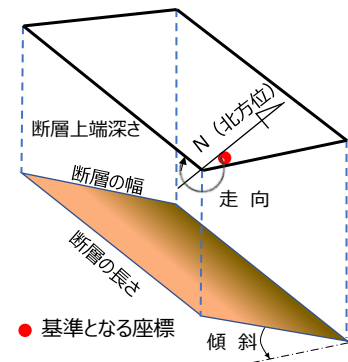
第1節 想定地震

本計画では、市川市地域防災計画（震災編）と同様、本市が実施した「東京湾北部地震による被害想定結果」を被害想定とする。

なお、被害想定は、本市や周辺地域の社会・自然的条件、都市の変遷によって大きく変化する。

○東京湾北部地震の各諸元と位置図

諸 元	東京湾北部地震の断層
緯度（度）	35.32
経度（度）	140.14
断層上端深さ d (km)	20
長さ L (km)	63.64
幅 W (km)	31.82
走向 θ (°)	296
傾斜 δ (°)	23
マグニチュード M	7.3



※ 上図に地震断層面を投影している。
 実線は、断層上端側を示しており、市川市に向けて深部に傾斜している。
 赤の×印は、破壊開始地点（震源地）

第2節 市川市における被害想定

本市が実施した「東京湾北部地震による被害想定結果」を以下に示す。

○東京湾北部地震（M7.3）による被害予測結果

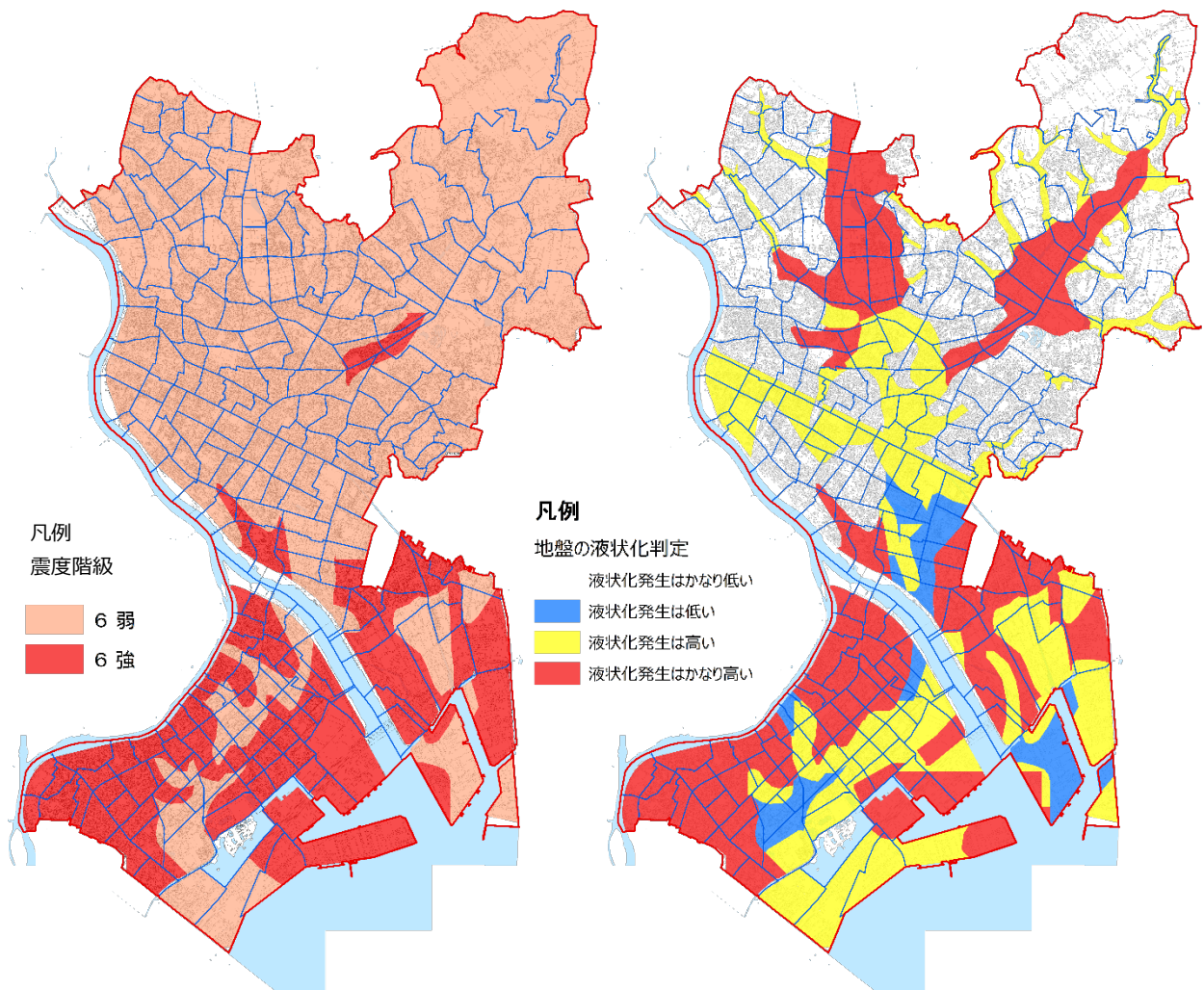
現 況	項 目		現 況	
	人口 ※（人）		497,109	
	世帯数 ※（世帯）		243,899	
	面積（km ² ）		56.39	
	全建物棟数 ※		108,221	
	水道管総延長（km）		982.88	
	ガス管総延長（km）		961.13	
	電柱設置総本数（本）		32,624	
被害想定	項 目		被害量	
	市川市内での震度階級		6 弱～ 6 強	
	建物被害	全壊棟数	3,678	
		半壊棟数	17,196	
		被害率（％）	11.3	
	火災被害	出火件数（期待値）	14.5	
		焼失棟数	6,108	
	人的被害	死者数（人）	331	
		負傷者数（人）	4,072	
	ライフライン被害 ※	水道	配水管被害件数	379
			配水管被害率	0.39
		ガス	ガス導管被害件数	29
			ガス導管被害率	0.03
		電力	電柱被害件数	250
			電柱（損壊）被害率	0.77
	避難者	避難生活者数（人）		47,191

※ 人口・世帯数は、令和3年4月1日時点（千葉県毎月常住人口調査より）

※ 全建物棟数は、平成24年1月1日時点、被害率は（全壊棟数+半壊棟数×0.5）/全建物棟数

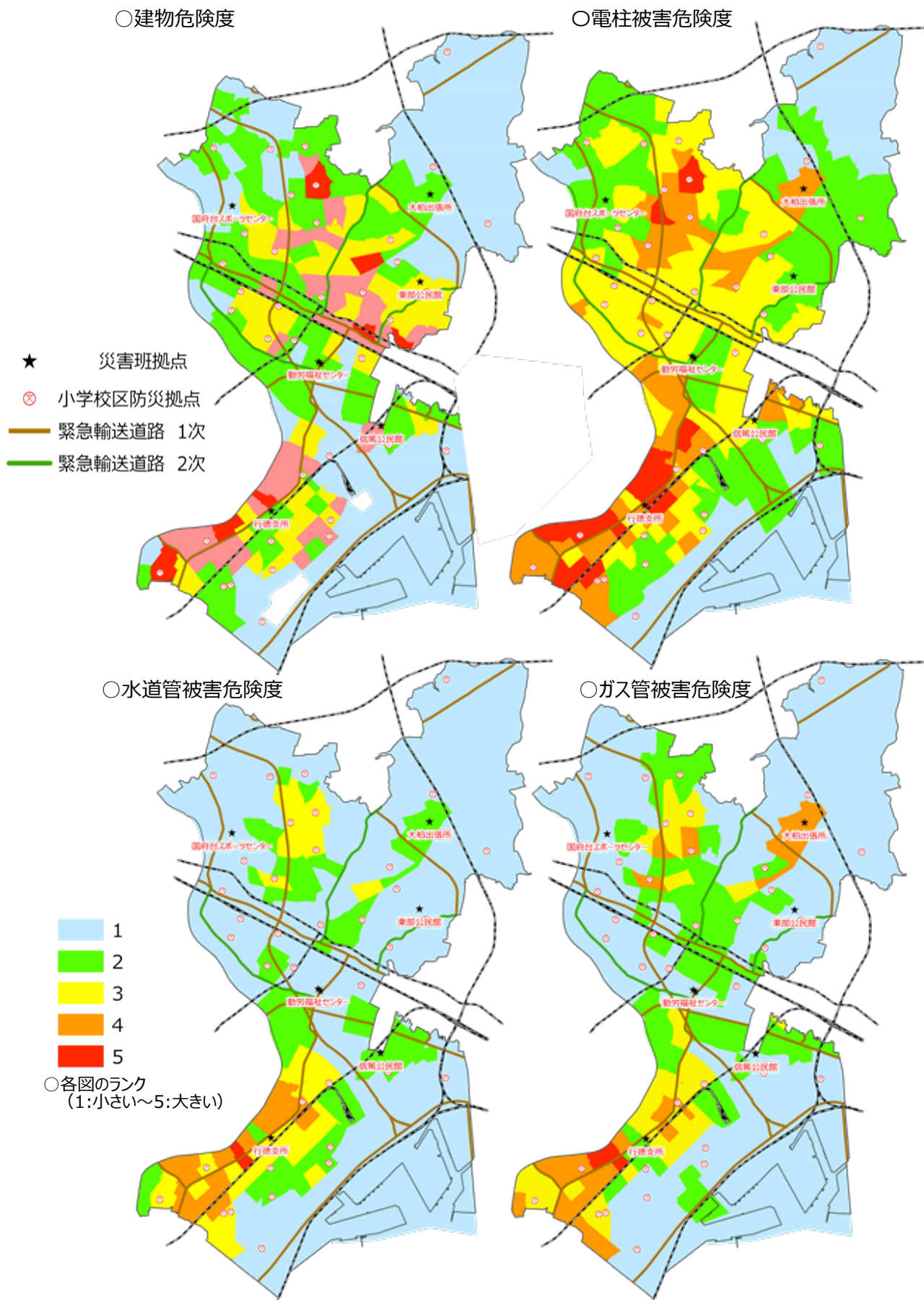
※ ライフラインの被害率は、1kmの延長上で発生する被害箇所数（破損、漏洩、抜け落ちなど）

○東京湾北部地震M7.3の震度分布と液状化発生分布図



建物が密集している東京メトロ東西線沿線や地盤が軟弱な大柏川・国分川付近では、建物被害・人的被害・火災による被害とも多いと予想された。

同地域は、地盤の液状化が発生する危険性があり、ガス・水道・電気などのライフラインの被害も多い結果となった。市内の地震被害は、次ページのとおりに想定された。



※ 市川市想定地震被害調査結果より、作成

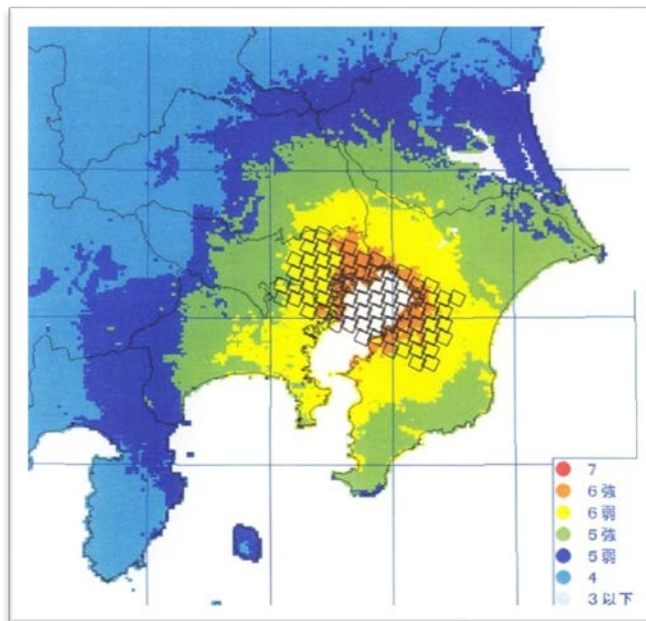
第3節 関東地方における被害想定

東京湾北部地震が発生した場合、本市が単独の大きな被害を受けるだけでなく、東京湾沿岸の都市では震度6弱以上の大きな地盤の揺れと液状化の発生が懸念される。

東京湾北部地震による被害予測を公表している行政機関は、内閣府・千葉県・埼玉県・東京都・横浜市・さいたま市の6つの機関（千葉市は、平成20年度のみ）である。

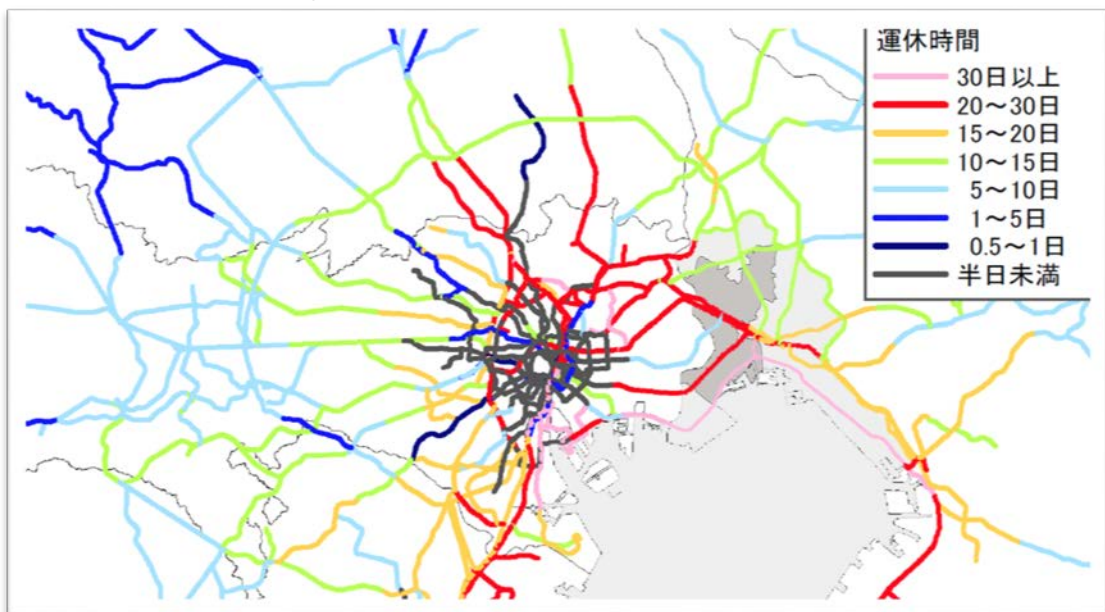
これらの予測結果から、首都圏における被害想定を以下に示す。

○内閣府による東京湾北部地震の震度分布



※小さい四角形の集まりが想定地震断層面である。

○東京湾北部地震による、鉄道運休予測図

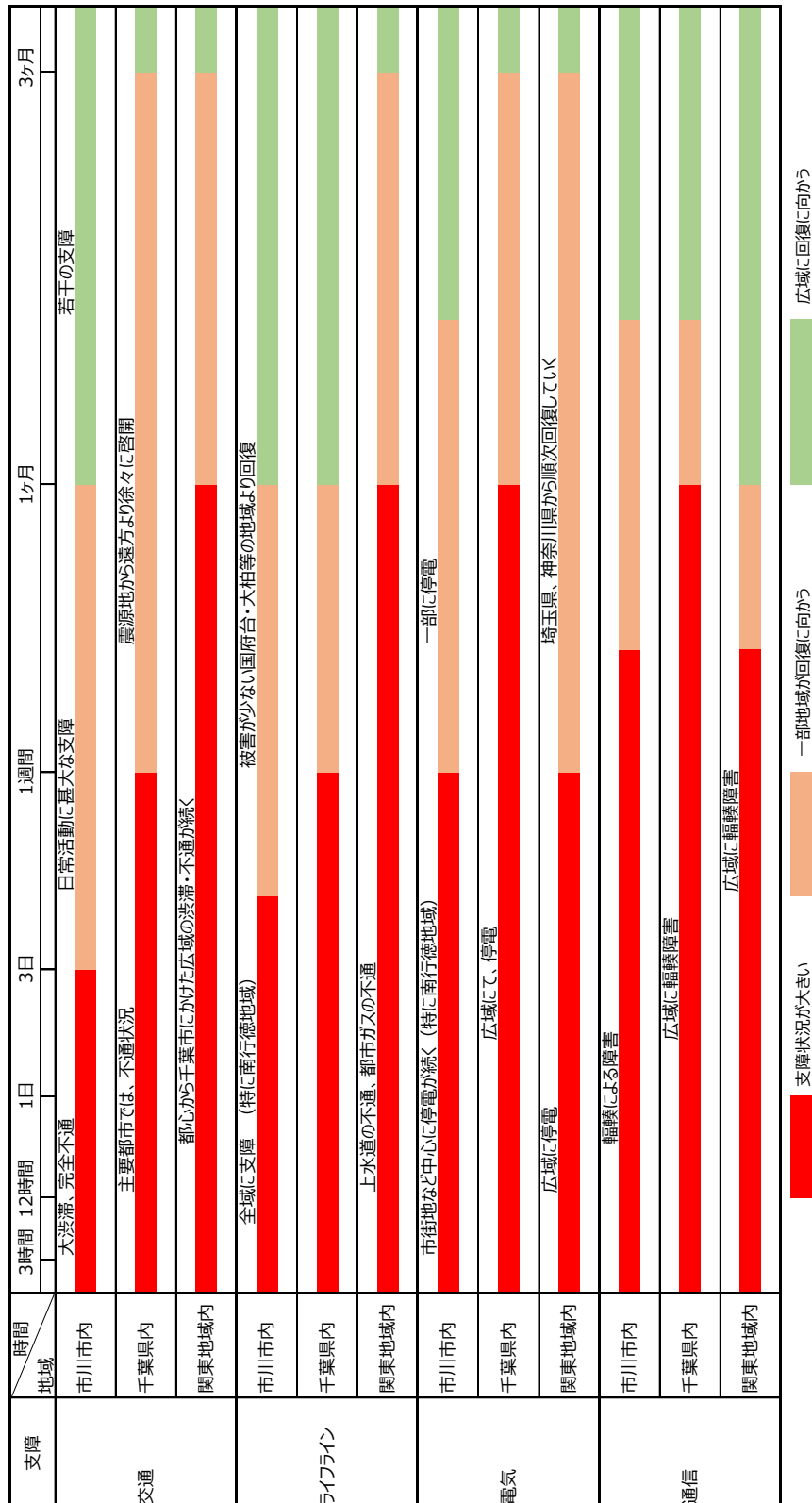


「地震時の鉄道運休時間の推定方法」、高浜 勉、翠川三郎
日本地震工学会論文集 第11巻、第2号、2011

第4節 本市における業務執行環境の被害予測

関東地方と本市の被害想定結果を受けて、下図にライフラインを含む都市機能の被災予測を整理した。
本計画では、これらの資源の枯渇状況を前提とする。

東京湾北部地震（M7.3）による都市機能の被災予測



本市における業務執行環境の被害予測結果を下記に示す。
本計画では、これらの予測結果を踏まえ、非常時優先業務の選定と目標復旧時間を検討する。

○業務執行環境の被害状況予測（リソースの被災）

資源名	想定される被害状況		
	直後～3時間	3時間～1日	2日～3日
庁舎建物	庁舎の天井や壁などの一部に損傷被害があるが、使用はできる状態 書類等が散乱しており、一部の棚等が転倒している パソコンの損傷もあり、使用不可が3割程度発生 庁内LANに支障が発生するが、早期に回復する	通信・情報関連の機器は、回復していく 庁舎に避難者が来訪してくるので、通所に移動して頂く	4日以降
現地災害対策本部室	机、椅子等が散乱 LANに不備が発生	参集した職員により災害対策本部室の機能を回復させる 一部で火災が発生し、スプリンクラーからの放水でパソコン・サーバの停止	
職員	死者・負傷者の発生 庁内に救護所を設置 備蓄食品の確認	ローテーションを組み勤務（12時間交代）から8時間交代） 職員の約9割が参集	ローテーション勤務から通常勤務に移行していく
非常食関連	食糧等が床に散乱している 一部の食品が破損する	職員、来訪者、避難者等に食糧等の配布を始める	備蓄品が底をつく 応援協定業者も被災しており、食糧等が来ない
電力	非常電源稼働 （非常用コンセントのみ）		非常電源の燃料切れで停電 燃料配送会社と供給会社の被災により供給不可
電話	輻輳による通信規制となり、1週間以上の支障を来す 災害時優先電話は利用可能		
携帯電話	携帯電話はつながりにくい状況が続く 携帯メールは、遅延となるが使用可能		
MCA無線等	床に散乱 1割程度に破損発生	充電が出来なくなり、使用不可の台数が増える	
上水道	庁舎は断水、高梁水槽にある水を有効に活用		保存飲料水の消化
下水道	下水道使用不可 水洗トイレの使用が不可	仮設トイレの設置 仮設トイレの個数は、職員の1%（基）	仮設トイレの容量オーバーにより、使用不可 し尿の抜き取りが出来ない
PC、プリンター、コピー機等	机上の書類や機器が多数落下 機器の50%は使用不可		
イントラネットサーバ	アンカーで固定してある大型サーバ、固定措置対応済みのラリ型のサーバは転倒しない ディスク故障により、データは使えない	情報インフラの業者は4日目に来れるという返事 しかし、すぐに復旧できるかどうかは不明 データは直近のバックアップに戻る	
インターネットサーバ	ラックより転落、サーバ破損 共有データは使用不能	情報インフラの業者は4日目に来れるという返事 しかし、すぐに復旧できるかは不明	
移送・輸送の制約（道路）	大渋滞、通行不可能な箇所多数により緊急的活動に支障 ガソリンが底をつき、移動できなくなる		協定業者からの燃料補給ができない
応援協定の建設会社等	応援協定の建設会社等が被災のため20%程度の稼働 他防災関係機関との協定もあり、応援体制が組めない状況	応援協定の建設会社等が被災のため50%程度の稼働 他防災関係機関との協定もあり、応援体制が組めない状況	

※ 上記記載内容は、市防災計画の被害想定、庁内調査等を参考にして予測した。
これにより、業務継続計画の運用計画を立てている。

第 3 章 業務資源

第1節 庁舎及び所管施設

第1 庁舎

1. 庁舎の被害想定

東京湾北部地震が発生した場合の庁舎の被害予測を示す。この予測は、前章の被害想定に基づくものである。

八幡分庁舎は、公民館やこども館等の複合施設へと建替えが進められており、その他の庁舎については、いずれも耐震改修済みである。

○主な庁舎の被害予測

施設名	所在地	建設時期	構造	非常用電源稼働	備蓄の有無	予測震度	被害想定
市役所第1庁舎	八幡 1-1-1	R2	S造	7日間	○	6弱	被害は最小限
市役所第2庁舎	南八幡 2-20-2	H29	SRC造	7日間	○	6弱	被害は最小限
市役所第2庁舎分館	南八幡 2-17-7	H8	S造	22.0時間		6弱	被害は最小限
勤労福祉センター本館	南八幡 2-20-1	S57	RC造	24.0時間		6弱	被害は最小限
分庁舎C棟	東大和田 1-2-10	H6	S造	－		6弱	被害は最小限
いちかわ情報プラザ	南八幡 4-2-5	H13	RC造	9～12時間		6弱	被害は最小限
グランドターミナルタワー本八幡	八幡 3-3-2	H25	RC造	12.0時間		6弱	被害は最小限
市川市行政サービスセンター	市川南 1-1-1	H20	RC造	－		6弱	被害は最小限
行徳支所	末広 1-1-31	S53	SRC造	44.0時間	○	6弱	被害は最小限
大柏出張所	南大野 2-3-19	S56	RC造	－	○	6弱	被害は最小限
南行徳市民センター	南行徳 1-21-1	H9	SRC造	22.0時間	○	6強	被害は最小限

2. 業務継続への影響

災害対策本部が設置される市役所第1庁舎は、鉄骨造（地上7階、地下1階、延面積 30,480 m²）で、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、建築基準法の 1.5 倍相当の強度を確保しており、想定地震による被害は最小限と考える。

ただし、災害が発生した場合、一旦、市役所第1庁舎への立ち入りを禁止とし、安全確認点検を行う。

その他の庁舎の被災予測では、窓ガラスの破損や備品の散乱等の発生が予想されるが、業務継続への影響は最小限と考える。

第2 所管施設

1. 所管施設の被害想定

東京湾北部地震が発生した場合の所管施設の被害予測を示す。この予測は、前章の被害想定に基づくものである。

一部の所管施設は、耐震基準の低い昭和 56 年以前に建てられた建造物であるが、現在はいずれも耐震改修済みである。

○所管施設の被害予測

施設名	所在地	建設時期	構造	非常用電源稼働	備蓄の有無	予測震度	被害想定
文化会館	大和田 1-1-5	R4	SRC 造	10.9 時間		6 弱	被害は最小限
全日警ホール	八幡 4-2-1	H28	RC 造	31.2 時間		6 弱	被害は最小限
国府台市民体育館	国府台 1-6-4	S48	SRC 造	19.5 時間	○	6 弱	被害は最小限
塩浜市民体育館	塩浜 4-9-1	H1	RC 造	35.0 時間		6 弱	被害は最小限
こども発達センター (市川駅南公民館)	大洲 4-18-3	S56	RC 造	1.0 時間		6 弱	被害は最小限
保健センター	南八幡 4-18-8	S56	RC 造	3.0 時間		6 弱	被害は最小限
市川小学校校舎棟	市川 2-32-5	S43	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
中山小学校校舎棟	中山 1-1-5	S42	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
大柏小学校校舎棟	大野町 2-1877	S41	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
富貴島小学校校舎棟	八幡 6-10-11	S48	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
鬼高小学校校舎棟	鬼高 2-13-5	S44	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
信篤小学校校舎棟	原木 2-16-1	S53	SRC 造	－		6 強	被害は少し
南行徳小学校校舎棟	欠真間 1-6-38	S40	SRC 造	－		6 強	被害は少し
宮久保小学校校舎棟	宮久保 5-7-1	S43	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
曽谷小学校校舎棟	曽谷 7-18-1	S48	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
妙典小学校校舎棟	妙典 2-14-2	H11	SRC 造	－		6 弱	被害は最小限
第七中学校校舎棟	末広 1-1-48	S51	SRC 造	時間不明		6 弱	被害は最小限
市川公民館	市川 2-33-2	H2	RC 造	時間不明		6 弱	被害は最小限
曽谷公民館	曽谷 6-25-5	S57	RC 造	時間不明		6 弱	被害は最小限
南行徳公民館	相之川 1-3-7	H1	RC 造	時間不明		6 強	被害は少し
信篤公民館	高谷 1-8-1	S56	RC 造	時間不明		6 強	被害は少し
東部公民館	本北方 3-19-16	S53	RC 造	時間不明	○	6 弱	被害は最小限
生涯学習センター	鬼高 1-1-4	H6	SRC 造	8.0 時間		6 弱	被害は最小限

2. 業務継続への影響

所管施設の被災予測では、窓ガラスの破損や備品の散乱等の発生が予想されるが、業務継続への影響は最小限と考える。

第3 代替施設

1. 庁舎や所管施設の代替施設

東京湾北部地震が発生した場合、庁舎や所管施設における業務継続への影響は最小限と考えるが、延焼火災や建物内の火災等により、庁舎や所管施設における業務継続が困難になった場合に備えて、あらかじめ防災拠点施設については、代替施設の候補地を複数定める。

○防災拠点施設の代替施設

本部	防災拠点施設名	代替施設（候補地）
災害対策本部	市役所第1庁舎	生涯学習センター
災害1班	国府台市民体育館	西部公民館、曽谷公民館、菅野公民館、市川公民館
災害2班	大柏出張所	少年自然の家、柏井公民館、霊園管理事務所、J:COM 北市川スポーツパーク
災害3班	東部公民館	市民プール、若宮公民館、全日警ホール
災害4班	勤労福祉センター	急病診ふれあいセンター&大洲防災公園、勤労福祉センター分館、こども発達センター、市川駅行政サービスセンター
災害5班	信篤公民館	信篤窓口連絡所、鬼高公民館、高谷中学校、田尻老人いこいの家
災害6班	行徳支所	南行徳公民館、本行徳公民館、行徳駅前公園

2. 代替施設における業務資源の強化

代替施設では、非常用電源、通信機器、食糧・飲料水・トイレ等の備蓄品、パソコンや複合機等の確保を推進する。

○ 防災拠点施設と代替施設



第2節 道路及びライフライン

第1 道路及びライフラインの復旧予測

東京湾北部地震が発生した場合の庁舎周辺地域の予測震度、道路及びライフラインの復旧予測を示す。これらの予測は、前章の被害想定に基づくものである。

○ライフラインの地震被害による復旧予測

施設名	予測震度	ライフライン及び道路の復旧予測			
		道路	上下水道	電力	電話
市役所第1庁舎	6弱	3日間 完全不通 1ヶ月後に 回復	1ヶ月後に 回復	1週間迄は 全面停電 2ヶ月後に 回復	2週間後に 回復
市役所第2庁舎	6弱				
市役所第2庁舎分館	6弱				
勤労福祉センター本館	6弱				
分庁舎C棟	6弱				
いちかわ情報プラザ	6弱				
グランドターミナルタワー本八幡	6弱				
ザ タワーズ イースト	6弱				
行徳支所	6弱				
大柏出張所	6弱				
南行徳市民センター	6強				

道路は、一部の主要道路を除き、発災から3日間、完全に通行ができなくなり、その後、道路啓開により、緊急輸送道路から順次通行できるようになるものの、一定の復旧までには約1ヶ月を要する。

上下水道は、発災から1ヶ月後に回復に向かう。

電力は、1週間までは全面停電の見込みだが、その後、供給が再開され、2か月後には回復が予測される。

電話は、発災直後から使用ができなくなり、その後、緊急電話のみ使用が可能となり、全ての電話が使用可能になるまで、2週間後から利用が再開されると予測される。

携帯電話は、発災直後から使用ができなくなり、その後、早期に使用が可能となるが、輻輳してかかりにくい状態が続く。

第2 道路・交通手段

1. 道路不通に備えた交通手段の強化

災害に備えて、本市の公用車を緊急通行車両として公安委員会に届け出ると共に、今後、バイク等の活用を検討する。

2. 道路・交通手段の早期復旧

東京湾北部地震が発生した場合、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確に障害物を除去し、道路・交通手段の復旧を図る必要がある。

特に、大きな揺れと液状化被害に見舞われる行徳地域は、本庁管内から孤立することが懸念され、応急対策業務を実施する上で、江戸川放水路を渡る交通手段を確保する必要がある。

行徳橋、新行徳橋、国道 357 号線市川大橋、妙典橋の被災状況について、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施し、早期の復旧を図る。

また、住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者や海上保安庁と連携を図りつつ、港湾機能の早期復旧を実施する。

3. 緊急輸送手段の確保

災害時に道路の全部又は一部が通行できない場合、多様な交通手段を活用する。

手段	内容
水上輸送	○水上輸送に活用できる河川堤防・港湾施設等は、それぞれの管理者が迅速に応急補修を行って、水上輸送に備える。 ○水上交通には、千葉県所有の船舶、海上保安庁による協力、市川市漁業協同組合との災害支援協定による協力のほか、民間による輸送にも努める。 ○海上交通に関する交通規制は、海上保安庁が行う。
航空輸送	○自衛隊等による空輸に備えて、市内7カ所に指定されているヘリポートの他、必要に応じて被災地内外の空地をヘリポートに指定し輸送手段として活用する。
鉄道輸送	○鉄道管理者との協議により、緊急輸送手段としての鉄道の活用に努める。

○市内のヘリポート臨時離発着場と船着場

臨時離発着場名	所在地	施設管理者	滑走路面積 (m)
第七中学校	末広 1-1-48	本市教育委員会	50×80
江戸川河川敷緑地	河原地先	国交省江戸川河川事務所	100×100
中山競馬場駐車場	船橋市古作 94	日本中央競馬会	75×85
第三中学校	曽谷 3-2-1	本市教育委員会	50×60
国府台陸上競技場	国府台 1-6-4	本市スポーツ課	90×100
大洲防災公園※	大洲 1-18	本市公園緑地課	100×70
広尾防災公園※	広尾 2-3-2	本市公園緑地課	70×100

※ 広域物資輸送拠点

設置箇所	所在地	整備年度
市川緊急用船着場	市川南4丁目地先	平成13年度
常夜灯公園緊急船着場	本行徳～関ヶ島地先	平成21年度
広尾防災公園緊急船着場	広尾2丁目地先	平成27年度



第3節 付帯設備・備蓄

第1 非常用電源

1. 非常用電源の設置状況

本市では、災害時における電力供給の途絶に備えて、主要な庁舎に非常用電源設備を整備している。

各庁舎における非常用電源の設置状況とその稼働時間を示す。

災害対策本部が設置される市役所第1庁舎では、非常用電源と発電機の稼働に必要な燃料7日間分を確保しており、停電時に自家発電機とUPS（無停電電源装置）からのバックアップ電源により、執務室、委員会室、市長室を中心として電力が供給される。

なお、廊下の照明、エレベータの台数、事務用コンセントの一部は間引きされる。

○非常用電源の稼働時間

施設名	非常用電源の稼働時間
市役所第1庁舎	7日間
市役所第2庁舎	7日間
市役所第2庁舎分館	－
勤労福祉センター本館	24時間
分庁舎C棟	－
いちかわ情報プラザ	9～12時間
グランドターミナルタワー本八幡	12時間
市川市行政サービスセンター	－
行徳支所	44時間
大柏出張所	－
南行徳市民センター	22時間

2. 電力供給の途絶に備えた対策の強化

現在、一部の庁舎には非常用電源が設置されていないため、今後、非常用電源の設置、最低3日間分の燃料の備蓄、燃料が尽きた場合の給油手段の確保に努める。

また、ライフラインの途絶等により、発電機が稼働できなくなる場合もあることから、空冷対応の発電機の設置を検討する。

なお、庁舎内においては、非常用電源から電力が供給される設備やコンセントを明確にする。

第2 通信機器

1. 通信機器の設置状況

本市では、災害時における電話回線の途絶に備えて、地域防災（MCA）無線（半固定 153 台、車載型 4 台、携帯型 49 台）、災害時優先電話（40 台）を整備している。

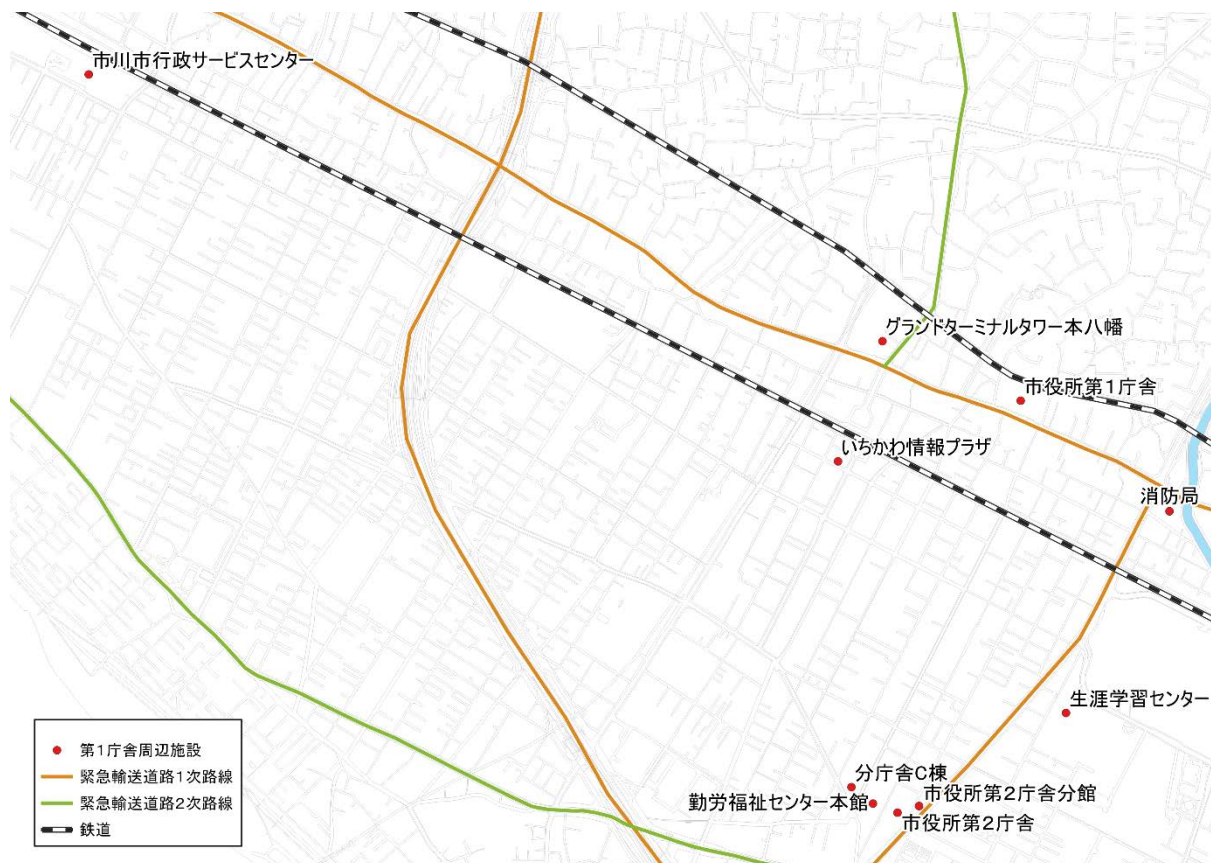
なお、本市が整備している災害時優先電話は、一般電話に比べ「発信」が優先されるものであり、「受信」が優先されるものではないことに注意する。

2. 電話回線の途絶に備えた対策の強化

災害時における通信機器をより強化するため、今後、多様な手段を組み合わせた通信網の構築に努める。

特に、災害時でもつながりやすい衛星携帯電話を導入し、非常時優先業務の実施にあたって重要な役割を担う職員が常時携帯する等、非常時でも確実に連絡が取れる体制の整備に努める。

○市役所第1庁舎周辺の施設位置図



第3 情報システム

1. 情報システムの状況

本市では、市民サービスの提供にあたり、複数の情報システムを導入し、多様な行政データを取り扱っている。

また、情報ネットワークを介して、庁舎・所管施設・関係行政機関等と業務連携を図っているとともに、市公式 Web サイト等により、インターネットを利用して市民に多岐にわたる情報を提供している。

災害時に情報システムが使用できなくなった場合、日常行っている市民サービスの提供のみならず、避難情報の伝達等に支障が生じることから、情報システムサーバ及びネットワーク機器の耐震化、行政データのバックアップ等を実施している。

2. 各種ライフラインの途絶に備えた対策の強化

災害時における情報システムの運用を確保するため、停電対策の強化、行政データのバックアップの充実化、情報ネットワークの多ルート化、システム保守点検業者との連携の強化等に努める。

第4 備蓄品（食糧、飲料水、トイレ等）

1. 備蓄品（食糧、飲料水、トイレ等）の状況

本市では、災害時における流通や上下水道の供給途絶に備えて、非常時優先業務の実施に必要となる食糧、飲料水、トイレ等の備蓄を行っている。

主要な庁舎における備蓄品の保管状況を示す（令和4年4月時点）。

なお、本市では、これとは別に被災者用の備蓄品を市内各所の防災倉庫等に保管しているが、本計画では、非常時優先業務に従事する職員用の備蓄品に限定して取り扱うこととする。（被災者用の備蓄品については、地域防災計画（資料編）に掲載。）

①市役所第1庁舎の備蓄品（備蓄場所：5階防災倉庫（職員用＋帰宅困難者用））

品名	数量	単位	備考
飲料水（500ml×24本）×44箱	1,056	本	
防護服	370	枚	
寝袋（シュラフ）	25	枚	
ライフストック（グレープ味）	480	食	
ライフストック（洋なし味）	480	食	
エマージェンシーブランケット	100	枚	
ライスクッキー	488	食	
ひだまりパン	324	食	
アキモトパン	3,184	缶	
白飯パック	960	個	
モーリアンヒートパック	984	個	
チャーハン	850	食	
カレー（中辛）	150	食	
カレー（甘口）	300	食	
次亜塩素酸消毒液（ジアコ）500ml	425	本	
マスク（大人用）	10,000	枚	
マスク（子供用）	8,600	枚	
フェイスシールド	200	枚	
ようかん（5年保存）	600	個	
毛布	200	枚	
液体ミルク（明治：らくらくみるく）	24	缶	
コップ	2,000	個	
割りばし	3,000	個	
フォーク	24	本	
カレー皿	425	枚	
スプーン	5,285	個	
焼きとり缶詰（塩）	48	個	
焼きとり缶詰（たれ）	48	個	
さんま缶詰	330	個	
プライベートテント（屋根なし）	21	張	
生理用品（ロリエ肌綺麗ガード）	263	パック	
ハンドソープ	110	本	

品名	数量	単位	備考
哺乳瓶	635	本	
蓄電池	35	台	
使い捨てニトリル手袋	500	枚	
アルコールジェル	520	本	
おにぎり	140	食	
粉ミルク	384	食	
ウェットティッシュ	24	箱	
ペーパータオル	16	箱	
牛丼の素	540	食	
どんぶり（中）	1,775	個	

このほか、災害対策本部が設置される市役所第1庁舎には、職員が7日間活動するために必要となる給水量を屋上水槽に確保している。

また、地下において、職員が7日間活動する間にトイレ等を使用できるよう排水貯留槽を確保している。

②市役所第2庁舎（備蓄場所：5階資料保管室）

品名	数量	単位	備考
コードリール	4	台	30m
パーソナルテント	10	張	5張入/2箱
防水シート	10	枚	10枚入/1袋（3.6m×5.4m）
飲料水	240	本	（500ml）×24本
トイレットペーパー	48	本	
アルファ米（わかめ・田舎）	300	食	50食入/3箱、個食150袋
携帯トイレ	200	個	100回分2箱
毛布	100	枚	10枚入/1箱、10箱（真空パック）
寝袋	65	枚	
ゴミ袋	500	枚	500枚入/1箱
救急箱	1	個	
マルチスタンド	5	台	
事務用品一式	2	式	
ライスクッキー	48	箱	1箱（24箱入）×2
加熱セット	2	箱	400個
パックごはん	20	箱	480食
牛丼の素	3	箱	270食
カレー（中辛）	3	箱	90食
カレー（甘口）	3	箱	90食
スプーン	500	本	500本
保存水	24	箱	576本
カレー皿	1	箱	400皿

③行徳支所（備蓄場所：地下倉庫）

品名	数量	単位	備考
飲料水	30	本	475 mm ℓ
サバイバルフーズ	330	食	10食/1缶
アルファ米（田舎ご飯）	250	食	50食入/5箱
毛布	99	枚	真空パック 10枚/1箱×20箱
災害用マット(敷布団の代わり)	2	巻	1m×20m
トイレットペーパー	96	個	48個/1箱×2箱
スケットイレ	500	枚	100枚/1箱×5箱
ワンタッチトイレ	20	台	10台/1箱
給水袋	49	袋	475 mm ℓ

④メディアパーク市川（生涯学習センター）（備蓄場所：地下倉庫）

品名	数量	単位	備考
寝袋	170	枚	34箱
毛布	190	枚	19箱
災害用マット	12	枚	12箱
サバイバルフーズ	300	食	10食/1缶、期限 2031 年 3月
スケットイレ	500	個	5箱
ワンタッチトイレ	40	台	4箱
トイレットペーパー	336	個	7箱

2. 上下水道や流通の供給途絶に備えた対策の強化

本計画が対象とする職員数は 2,573 名である。

（令和 4 年 4 月現在、ただし、業務継続計画が策定されている消防局の職員を除く。）

職員の勤務場所の分布は、市役所第 1 庁舎周辺の各庁舎に 1,743 名、その他の庁舎や施設に 830 名である。

このなかで、市役所第 1 庁舎周辺の各庁舎に勤務する職員が 3 日間活動するために必要となる食糧、飲料水、トイレの数量を示す。

○職員が 3 日間活動するための必要備蓄量（市役所第 1 庁舎周辺）

施設名	所在地	職員数	主要な必要備蓄品※		
			食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	トイレ (基)
市役所第 1 庁舎	八幡 1-1-1	970	8,730	8,730	10
市役所第 2 庁舎	南八幡 2-20-2	600	5,400	5,400	6
市役所第 2 庁舎分館	南八幡 2-17-7	20	180	180	1
消防局	八幡 1-8-2	20	180	180	1
勤労福祉センター本館	南八幡 2-20-1	10	90	90	1
分庁舎 C 棟	東大和田 1-2-10	30	270	270	1
いちかわ情報プラザ	南八幡 4-2-5	30	270	270	1
グランドターミナルタワー本八幡	八幡 3-3-2	20	180	180	1
西消防署	市川 1-24-3	10	90	90	1
市川市行政サービスセンター	市川南 1-1-1	30	270	270	1
合 計		1,740	15,660	15,660	24

必要備蓄量と保有備蓄量から求めた食糧、飲料水、トイレの過不足を示す。

本市では、職員が活動するための備蓄量が不足していることから、各庁舎において貯水槽の増設等を検討するとともに、各職員は必要最低限の備えとして、食糧（3 食分）、飲料水（ペットボトル 500 ml×3 本）、携帯トイレを各自の机やロッカー等に保管するよう努める。

○必要備蓄量と保有備蓄量の過不足（市役所第 1 庁舎周辺）

品名	必要備蓄量	保有備蓄量	過不足
食糧（食）	15,660	10,050	-5,610
飲料水（ℓ）	15,660	660	-15,000
トイレ（基）	24（2,400 回）	740 回分	-1,660 回分

第4章 職員の参集

第1節 発災時における職員の行動

第1 勤務時間内に災害が発生した場合

1. 職員の行動

勤務時間内に地震が発生した場合、職員は、まず身の安全を確保し、必要に応じて、一旦は建物の外に避難し、建物の安全を確認する。避難する際、来庁者や施設利用者に対して、避難誘導を行う。

建物の安全を確認した後、各種情報を収集し、各自が担当する非常時優先業務を実施する。

また、家族に連絡して安否を確認し、安否確認ができない場合、非常時優先業務に従事する代替職員を確保し、許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

なお、非常時優先業務に従事しない職員は、一旦帰宅することとし、交代要員として従事する準備を整える。交通機関の停止等により帰宅が困難な職員は、むやみに帰宅せず、職場内で待機し、職員の家族の安否確認を行う。

2. 庁舎や所管施設における避難者への対応

大規模地震が発生した場合、庁舎や所管施設に市民が避難して来ることが考えられ、原則、予め定められた避難場所や避難所へ誘導する。

ただし、避難場所や避難所への移動が困難な要配慮者については、非常時優先業務の支障にならない範囲で、庁舎や所管施設へ一時的に受け入れる。

第2 勤務時間外に災害が発生した場合

1. 地域防災計画（震災編）における職員の参集基準

本市の地域防災計画（震災編）が定める配備体制及び職員の参集基準は、下記のとおりである。

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員
第1 配備体制 (警戒本部体制)	○本市域で「震度4」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収集 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員	○災害対応事務局 ○広報班 ○システム・受援班 ○被災市街地対応本部 ○行徳本部 ○消防本部 上記の所属職員で予め定められた職員
第2 配備体制 (緊急活動本部体制)	○本市域で「震度5弱」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報が発表された場合	○地震情報及び被災情報の収集 ○本部－小学校区防災拠点体制設立準備 ・災害対策本部の開設準備 ・関連職員への待機指示 ・本部・小学校区防災拠点の開設準備 ○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員 ○小・中学校避難所の開設準備 ○帰宅困難者・滞留者への対応準備	○本部会議の構成職員 ○各対応本部の指定職員（緊急初動配備職員を除く。） ○消防本部全職員 ○避難場所に指定されている施設の施設管理者 ○緊急初動配備職員 ○災害対応事務局
第3 配備体制 (災害対策本部体制)	○本市域で「震度5強以上」を観測した場合 ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波（特別警報）」の津波警報が発表された場合 ○「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）が発表された場合 ○地震又は津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合	○災害対策本部の自動開設 ○本部－小学校区防災拠点体制による応急対策活動の実施	○全職員

2. 職員の行動

勤務時間外に地震が発生した場合、家族を含めた安否を職場に報告し、上記の参集基準に基づき、徒歩、自転車、オートバイ等により、参集場所に出勤して、非常時優先業務を実施する。

なお、参集にあたっては、可能な限り、飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、適宜、確認した情報を職場に報告する。

また、自身や家族の負傷により、やむを得ず参集できない場合、速やかに職場に報告する。

第2節 職員の参集予測

1. 職員の参集予測

東京湾北部地震が発生した場合の職員の参集予測のため、職員 2,573 名を対象として調査を実施した。
(令和4年4月現在、ただし、業務継続計画が策定されている消防局の職員を除く。)

調査にあたっては、各職員の居住地から参集場所までの距離、徒歩・バイク・自転車による移動速度を基に参集に要する所要時間を求めた。

職員の参集率は、発災後3時間以内で56%、12時間以内で90%、1日以内で95%参集可能という結果になった。

○大規模地震発生後の参集可能人員（勤務時間外）

部 名	所属人員	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内
危機管理室	25	24	24	24	24	24
広報室	25	17	24	24	24	24
総務部	69	27	55	61	65	65
企画部	32	12	29	30	31	31
財政部	180	87	164	172	175	175
情報政策部	37	18	35	35	36	36
文化スポーツ部	43	27	39	42	42	42
市民部	159	86	144	150	155	155
経済部	27	11	24	26	26	26
観光部	11	2	10	10	10	10
福祉部	280	137	254	268	269	270
こども政策部	574	415	547	557	559	559
保健部	161	117	151	157	157	157
環境部	168	63	138	156	163	164
街づくり部	104	48	76	98	100	101
道路交通部	112	62	98	105	107	107
水と緑の部	165	107	156	161	161	161
行徳支所	95	39	79	91	93	93
会計課	13	5	12	12	12	12
選挙管理委員会事務局	9	6	8	8	8	8
監査委員事務局	11	3	8	9	10	10
農業委員会事務局	7	3	6	6	6	6
議会事務局	18	12	17	17	17	17
生涯学習部	130	57	113	123	127	127
学校教育部	118	64	107	113	114	115
合 計	2,573	1,449	2,318	2,455	2,491	2,495
参集率	-	56.3%	90.0%	95.4%	96.8%	96.9%

2. 連絡体制の強化

今回の調査結果では、短時間の内に大部分の職員が参集できる予測となったが、災害時における混乱を防ぐため、参集時における連絡体制を強化する必要がある。

今後、緊急連絡網の活用、電話回線の途絶に備えて Web 上で各職員の状況を共有できるシステムの構築等に努める。

第3節 権限委任

第1 権限委任

1. 災害時における権限委任

大規模地震が発生した際、迅速かつ的確に業務を継続するため、指揮命令系統を確立する必要がある。

災害時において責任者が不在の場合に備えて、あらかじめ代行順位を定め、権限委任を行うことが出来る体制を整備する。

2. 権限委任の実施

権限委任は、下記のような状況下にて実施する。

責任者と連絡が取れない場合

- ・責任者の権限は、あらかじめ定めた代行順位に従い委任される。

責任者と連絡が取れるが、責任者が速やかに参集出来ない場合

- ・責任者の権限は、委任されない。
- ・原則、責任者と連絡を取り、指示を仰ぐ。

第2 各本部の責任者の代行順位

本市の地域防災計画（震災編）では、災害時の活動体制として、本部－拠点体制を取ることとしている。
地域防災計画（震災編）が定める各本部の代行順位を示す。

○各本部の代行順位

本部名	代行順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	教育長
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長
医療本部	保健部長	保健部次長	保健医療課長
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会事務局長
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	水と緑の部長
行徳本部	行徳支所長	行徳支所次長	支所総務課長

第 5 章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定

令和4年4月に庁内の各部署を対象として、東京湾北部地震の発生を前提とした非常時優先業務の選定調査を実施した。

また、非常時優先業務に対して、発災からいつ頃までに業務を開始・再開するかを検討し、目標復旧時間を設定した。

1. 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定にあたり、通常業務については、各部署が日常行っている業務を対象とした。

また、応急対策業務については、地域防災計画（震災編）及び各種活動マニュアルで定められている所掌（業務）を対象とした。

2. 目標復旧時間の設定

目標復旧時間の設定にあたり、地域防災計画（震災編）で定められているフェーズを採用した。

ただし、本計画では、限られた資源の中で非常時優先業務を迅速かつ的確に実施することを重視しているため、下記のとおり、地域防災計画のフェーズ1をフェーズ0とフェーズ1に細分すると共に、フェーズ5を取り扱わないこととした。

発災からの経過時間	市川市地域防災計画	市川市業務継続計画（本計画）
3時間	フェーズ1	フェーズ0
12時間		フェーズ1
1日	フェーズ2	フェーズ2
3日	フェーズ3	フェーズ3
1週間	フェーズ4	フェーズ4
1週間以降	フェーズ5	取り扱わない

3. 所管施設の運営

今回の非常時優先業務の選定にあたり、本市の所管施設に係る業務については、所管施設の運営の優先度を考慮した。

優先度	施設の特性	具体的な施設
非常に高い	要配慮者等が入所している施設	老人福祉施設、障がい者施設
高い	要配慮者等が通所している施設	保育園、幼稚園、小中学校
普通	市民活動と関連性が高い施設	体育館、公民館
低い	そのほかの施設	図書館、観光物産案内所、博物館、動物園等

4. 選定結果

非常時優先業務を選定した結果、フェーズ0からフェーズ4までに実施すべき非常時優先業務は、通常業務が107業務、応急対策業務が171業務となった。

また、応急対策業務は、フェーズ0に開始する業務が多数となった。応急対策業務については、業務数が多いことから、選定結果の詳細を「別冊資料」に示す。

○選定結果

フェーズ	目標復旧時間	主な活動内容	非常時優先業務の業務数		
			通常業務	応急対策業務	合計
F0	3時間以内	体制の確立、人命救助	15	94	109
F1	12時間以内	人命救助、避難所の開設	9	18	27
F2	1日以内	避難所の運営、被災者支援、道路啓開	13	15	28
F3	3日以内	被災者支援、物資調達	31	28	59
F4	1週間以内	避難所の閉鎖、学校再開の準備、復旧活動	39	16	55
合 計			107	171	278

○フェーズ0に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	職員課（行政対象暴力担当室含む）	職員への給与支給業務
2	市民部	市民課	戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）
3			住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）
4			埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）
5			各種証明の交付
6		市川駅行政サービスセンター	戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）
7			住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）
8			各種証明の交付
9	経済部	商工業振興課	施設点検・管理
10	福祉部	生活支援課	生活保護業務（保護費支給）
11	保健部	斎場霊園管理課	主要な施設機能の推進(斎場)
12	こども政策部	こども家庭支援課	児童虐待対策業務
13		こども施設運営課	公立保育園・幼稚園等運営管理業務
14	水と緑の部	動植物園	動物の飼育管理及び展示業務
15	会計課	会計課	出納業務

○フェーズ1に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	街づくり部	開発指導課	開発指導課窓口業務
2			開発許可業務
3	行徳支所	行徳支所市民課	戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）
4			埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）
5		南行徳市民センター	戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）
6			住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）
7			埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）
8			各種証明の交付
9	生涯学習部	教育総務課	職員への給与支給業務

○フェーズ2に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	総務課	公文書に使用する庁印、職印の登録、管理及び一部公印の管理・保管業務
2			条例・規則・告示・公告その他の公示すべき文書に関する業務
3			文書の收受及び発送に関する業務
4	文化スポーツ部	文化芸術課	文化資料の保全業務
5		文化施設課	文化資料の保全業務
6	市民部	市民安全課	ネットワーク型街頭防犯カメラの確認・運営
7	福祉部	生活支援課	埋火葬手続き業務
8	こども政策部	こども家庭支援課	子育て相談・各種サービスによる支援等
9	環境部	クリーンセンター	クリーンセンター操業業務（一般廃棄物処理）
10			衛生処理場操業業務（し尿・浄化槽汚泥処理）
11			焼却炉立ち上げ
12			処理残渣物の搬出先確保
13	学校教育部	学校地域連携推進課	子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室）施設運営

○フェーズ3に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	総務課	全庁の文書印刷に関する業務
2			文書の集配に関する業務
3		職員課（行政対象暴力担当室）	職員への不正な働きかけ等に対する対応業務
4		職員課（健康経営担当室）	職員の健康管理業務
5		法務課	裁判関係業務
6			法律相談
7	企画部	国際政策課	市民相談業務
8	情報政策部	情報管理課	情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務
9	市民部	地域振興課	自治会対応
10			防犯灯・集会施設の破損・修繕に関する業務
11	経済部	農業振興課	農業災害対策
12	福祉部	介護福祉課	高齢者等総合相談
13			あんしん電話設置等見守り支援業務
14		障がい者支援課	見守り支援業務
15	こども政策部	発達支援課	発達相談支援
16			障がい児通所給付費の支給決定
17	保健部	斎場霊園管理課	主要施設の運営(斎場)
18	環境部	生活環境保全課	工場等の被災状況確認、有害物質等の状況確認
19			アスベスト事故等の状況確認
20	水と緑の部	動植物園	熱帯植物等の管理及び展示業務
21	行徳支所	行徳支所総務課	自治会対応
22			市民相談業務
23		行徳支所市民課	住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）
24			各種証明の交付
25	会計課	会計課	県収入証紙の受払事務
26			市税等(金融機関収納分)の領収済通知書の審査及び集計事務
27			市税等窓口収納業務及び領収済通知書の審査及び集計事務
28			支出負担行為書の確認、支出命令書の審査
29			郵便振替に関する小切手の振出し
30	学校教育部	義務教育課（学校安全安心対策担当室）	戸籍・台帳等の管理（学齢簿管理業務）
31			戸籍・台帳等の管理（転入・転居就学校指定校業務）

○フェーズ4に実施する通常業務

No.	部名	課名	業務名
1	総務部	人事課	再任用職員関連業務
2			職員派遣業務
3			定数外職員関連業務
4		法務課	公益通報対応業務
5			例規制定改廃業務
6	財政部	市民税課	税に関する各種証明の交付
7		固定資産税課	市税の減免
8			税に関する各種証明の交付
9			地籍図の一部写しの交付
10	市民部	大柏出張所	戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）
11			住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）
12			埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）
13			各種証明の交付
14			税に関する各種証明の交付
15		市川駅行政サービスセンター	税に関する各種証明の交付
16	経済部	農業振興課	農業用施設維持管理業務
17	福祉部	介護福祉課	被保険者の資格管理及び被保険者証の交付等
18		障がい者施設課	施設管理に関する支払業務
19	こども政策部	こども家庭支援課	母子家庭等自立支援のための給付金に関する業務
20		こども施設入園課	保育園入退園事務
21			簡易保育園園児補助金業務
22			簡易保育園関係補助金業務
23			保育園保育料の徴収
24			保育園保育料の滞納処分
25			幼稚園入退園事務
26			幼稚園保育料の徴収
27			幼稚園保育料の滞納処分
28			私立幼稚園等補助金業務
29	保健部	保健センター疾病予防課	休日急病等歯科診療所の運営業務
30	環境部	生活環境保全課	大気モニタリングの実施
31	水と緑の部	公園緑地課	公園等の清掃美化
32	行徳支所	行徳支所総務課	税に関する各種証明の交付
33		行徳支所福祉課	市民相談業務（福祉相談）
34			市民相談業務（その他市民窓口）
35			生活保護業務
36			障がい者支援業務
37		臨海整備課	水産業振興業務
38		南行徳市民センター	税に関する各種証明の交付
39	学校教育部	保健体育課	学校給食調理等業務

第2節 非常時優先業務の実施体制

1. 非常時優先業務の実施体制

本市は、災害が発生した場合、日常の組織体制で「通常業務」を実施するとともに、地域防災計画（震災編）が定める災害時の体制（本部－拠点体制）で「応急対策業務」を実施する。

非常時優先業務	業務を実施する組織体制
通常業務	日常の組織体制
応急対策業務	災害時の組織体制 (地域防災計画（震災編）が定める本部－拠点体制)

2. 日常の組織体制と災害時の組織体制

日常の組織体制と災害時の組織体制を下記に示す。

○災害対応事務局

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	部名	課名
災害対応事務局	総括担当	危機管理室	危機管理課 地域防災課
	派遣調整担当	危機管理室	地域防災課
	庶務記録担当	危機管理室	危機管理課 地域防災課

○本部長直轄班

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	部名	課名
本部長直轄班	広報班	広報室	広報広聴課 秘書課
		情報政策部	Web 管理課
	システム・受援班 （モニタリング・分析担当）	情報政策部	情報管理課 情報管理課
	システム・受援班 （システム管理担当）		情報システム課
	システム・受援班 （応援受援担当）	市民部	ボランティア・NPO 課
	業務継続班	企画部	行政経営・D X 課
	予算・調査班 （緊急予算対応担当）	財政部	財政課 契約課 技術管理課
	予算・調査班 （車輛・庁舎管理担当）	財政部	管財課
		監査委員事務局	監査委員事務局
	予算・調査班 （罹災証明書発行担当）	財政部	納税・債権管理課 市民税課 固定資産税課
	帰宅困難者・外国人対応班 （外国人対応）	企画部	国際政策課
	帰宅困難者・外国人対応班 （帰宅困難者対応）	観光部	観光政策課 観光事業推進課
	渉外班	議会事務局	庶務課 議事課
	学校教育班	学校教育部	義務教育課 （学校安全安心対策担当室含む） 学校環境調整課 指導課 就学支援課 保健体育課 学校地域連携推進課 教育センター

○医療本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
医療本部	本部指揮班	保健部	保健医療課 （新斎場建設担当室含む） 国民健康保険課 新型コロナウイルス対策課
	医療救護班		保健センター 疾病予防課 保健センター 健康支援課 国民健康保険課 新型コロナウイルス対策課
	施設班		斎場霊園管理課

○被災生活支援本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
被災生活支援本部	本部指揮班	総務部	総務課 人材育成担当室
		企画部	企画課 中核市移行準備課
	市民要望受付班	総務部	人事課 職員課（健康経営担当室、 行政対象暴力担当室含む） 多様性社会推進課 法務課
		市民部	総合市民相談課
	生活再建支援班	経済部	経済政策課 商工業振興課 農業振興課
		福祉部	生活支援課 市営住宅課
		農業委員会事務局	農業委員会事務局
	災害班（1班）	文化スポーツ部	文化芸術課 文化施設課 東山魁夷記念館 スポーツ課
		市民部	市川駅行政サービスセンター
	災害班（2班）	市民部	地域振興課 大柏出張所
		会計課	会計課
	災害班（3班）	生涯学習部	教育総務課 教育施設課 社会教育課
	災害班（4班）	こども政策部	こども家庭支援課 こども福祉課 こども施設入園課 こども施設計画課
	災害班（5班）	経済部	経済政策課 商工業振興課 農業振興課
		生涯学習部	中央図書館
	ペット同行避難者対応班	環境部	生活環境整備課 生活環境保全課
		選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局
		農業委員会事務局	農業委員会事務局
	避難所対応班	企画部	国際政策課 健康都市推進課
		市民部	市民安全課 市民課 国民年金課
		生涯学習部	青少年育成課 考古博物館
	福祉班	福祉部	福祉政策課 地域支えあい課 介護福祉課 障がい者支援課 障がい者施設課 生活支援課 市営住宅課
		こども政策部	こども施設運営課 発達支援課

○被災市街地対応本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
被災市街地 対応本部	本部指揮班	街づくり部	街づくり計画課 街づくり整備課
		道路交通部	交通計画課
		水と緑の部	下水道経営課 河川・下水道管理課 河川・下水道建設課 公園緑地課
		環境部	循環型社会推進課 環境エネルギー施設整備課
	街づくり部	街づくり部	街づくり計画課 街づくり整備課
			開発指導課 建築指導課 設計監理課（庁舎整備担当室含む）
			開発指導課 建築指導課
			街づくり計画課 街づくり整備課 建築指導課
			街づくり整備課
	道路交通部	道路交通部	交通計画課
			道路建設課 道路安全課
			道路管理課
	水と緑の部	水と緑の部	下水道経営課 河川・下水道管理課 河川・下水道建設課 公園緑地課
			下水道経営課 河川・下水道管理課 河川・下水道建設課 公園緑地課
			動植物園 河川・下水道管理課（終末処理場）
	環境部	環境部	循環型社会推進課 環境エネルギー施設整備課
			生活環境整備課 清掃事業課
			クリーンセンター

○行徳本部

災害時の組織体制（応急対策業務）		日常の組織体制（通常業務）	
本部名	班名	関連部	関連課
行徳本部	災害班（6班）	行徳支所	行徳支所総務課 行徳支所市民課 行徳支所福祉課 地域整備課 臨海整備課 南行徳市民センター

第3節 非常時優先業務と従事人員

第1 非常時優先業務に要する人員の定量化調査

東京湾北部地震が発生した場合、非常時優先業務を実施するにあたり、どの程度の人員が必要となるか、そして、参集した職員で人員の過不足が生じるかを検討した。

検討にあたっては、下記のデータを使用し、各非常時優先業務に対してフェーズごとに従事する人員を割り当てた。

項 目	使用したデータ
非常時優先業務	本章第1節で選定した非常時優先業務 (通常業務及び応急対策業務)
実施体制	本章第2節の実施体制
非常時優先業務 に従事する人員	第4章で求めた職員の参集率 (災害時の様々な支障を考慮し、各フェーズの参集人員に 0.98 掛けし、全人員が 参集できないことを想定し、参集率を算出している。)

第2 全庁の定量化調査結果

本市全体の傾向を把握するため、全庁における非常時優先業務の人員の過不足を検討する。

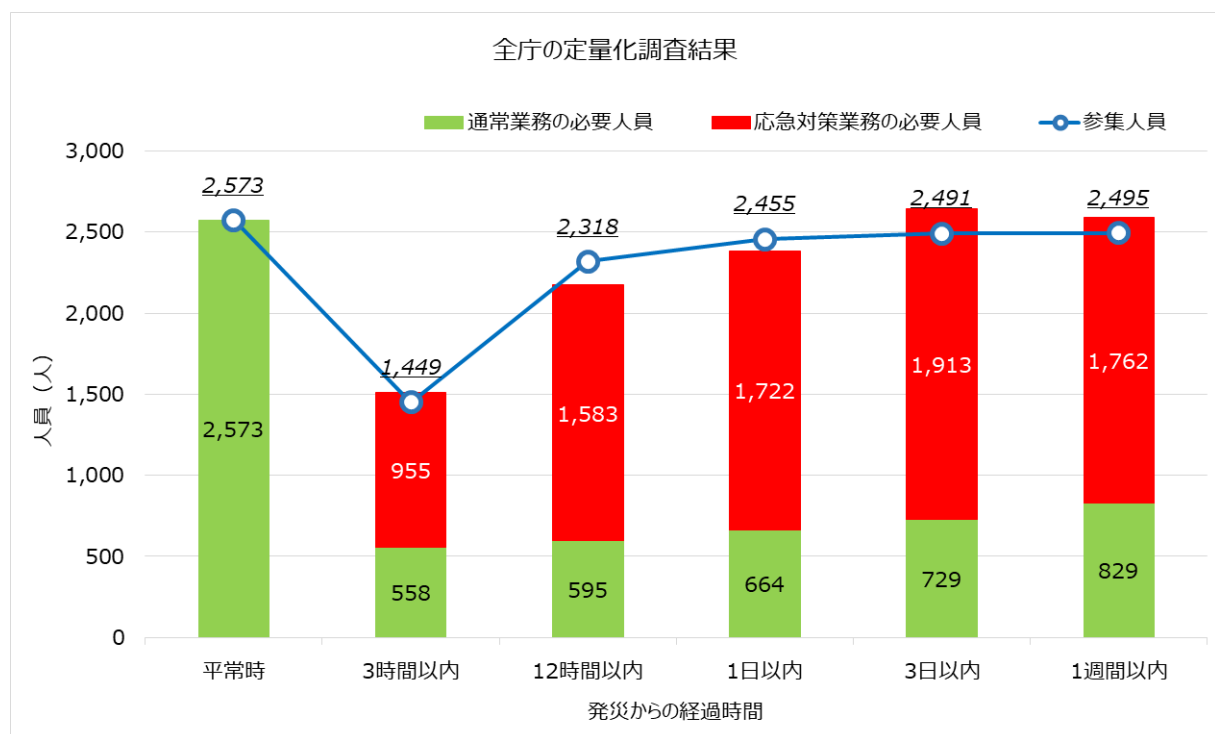
下記グラフにおいて、縦軸が人員数、横軸が発災からの経過時間である。

棒グラフは、非常時優先業務の必要人員を示し、緑色が通常業務、赤色が応急対策業務である。折れ線グラフは、職員の参集人員を示す。

職員の参集人員は、非常時優先業務の必要人員に対し、発災から「3 時間以内」で不足となる。その後、発災から「3 日以内」及び「1 週間以内」において職員が不足する。これは、発災から「3 時間以内」よりも人員不足の部課が増え、福祉部の福祉避難所対応や生活保護費支給、また、こども政策部の要配慮者への支援等において、大幅な人員不足が生じることに起因している。

なお、当該グラフでは、発災から「1 週間以内」までの定量化調査結果を示したが、実際に災害が発生した場合、1 週間以降においても、非常時優先業務を継続して実施する必要がある。

	発災後の必要人員				
	フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務の必要人員	955	1,583	1,722	1,913	1,762
通常業務の必要人員	558	595	664	729	829
最大必要人員	1,513	2,177	2,386	2,641	2,591
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)	1,449	2,318	2,455	2,491	2,495
必要人員の過不足	-64	141	70	-150	-96



第3 各部の定量化調査結果

全庁に続き、日常の組織体制（部単位）において、非常時優先業務の人員の過不足を検討する。

本市の体制では、被災生活支援本部の「小学校区防災拠点での活動」に従事する職員は、被災状況に応じて概ね3日間程度で同本部の「避難所対応班」と交代するが、確実な交代時期を設定できないため、本計画では、「小学校区防災拠点での活動」の実施期間をフェーズ0からフェーズ4までとした。

1. 危機管理室

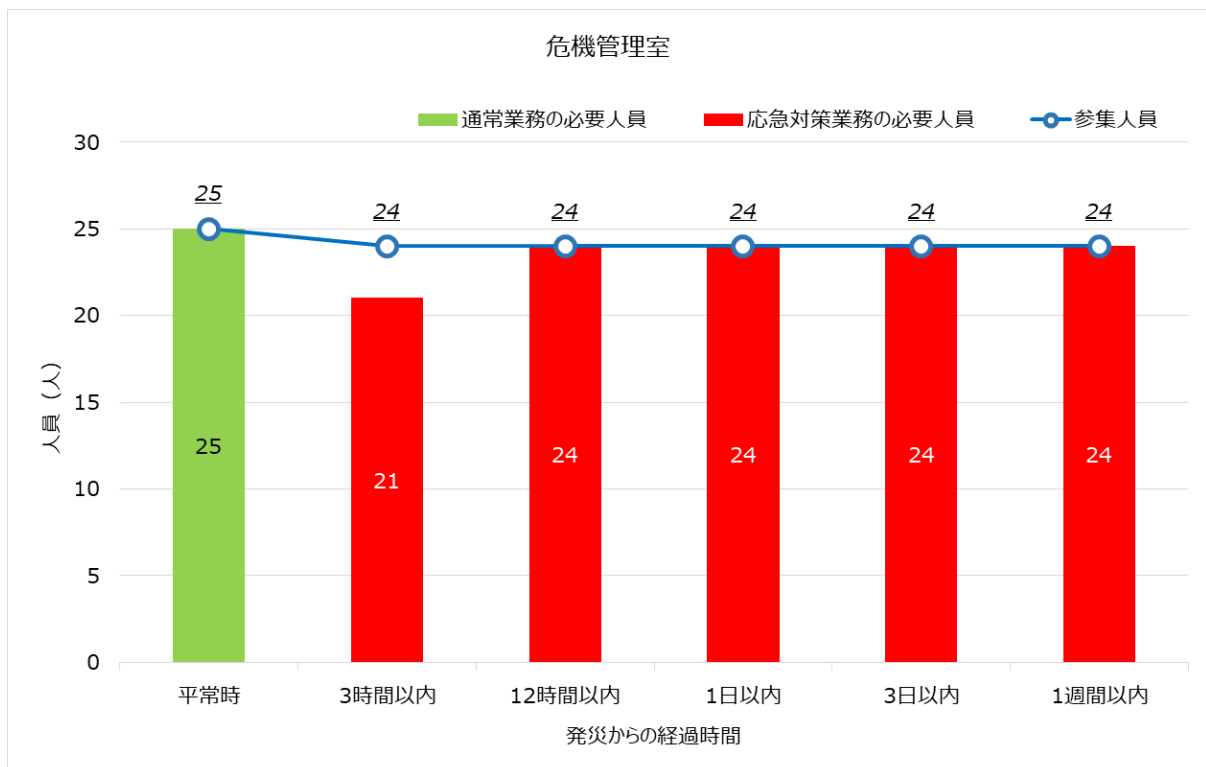
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して不足がない。

職員は、災害対応事務局で活動し、非常時優先業務は、応急対策業務のみである。

フェーズ0の段階で、ほとんどの室員の参集が可能である。

【危機管理室】室員25人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
災害対応事務局	総括担当	19	21	21	19	7
災害対応事務局	派遣調整担当	1	2	2	2	2
災害対応事務局	庶務記録担当	1	1	1	3	15
最大必要人員		21	24	24	24	24
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		24	24	24	24	24
必要人員の過不足		3	0	0	0	0



2. 広報室

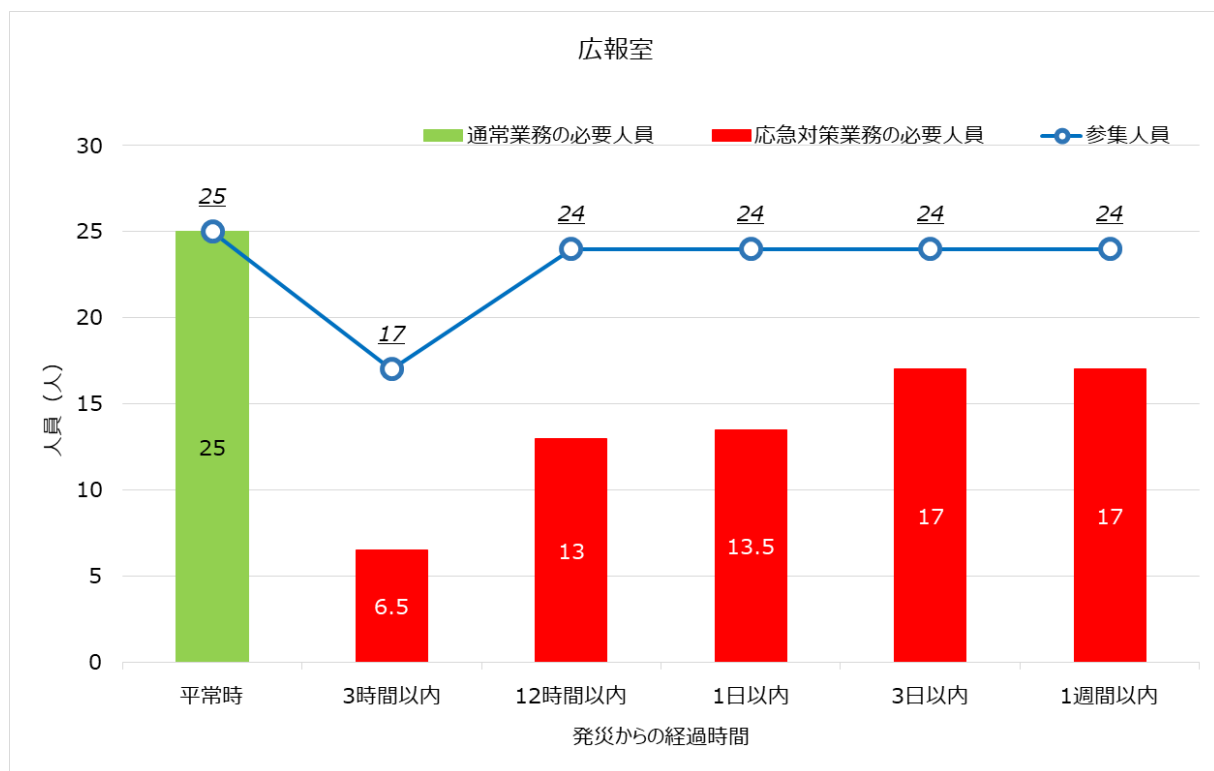
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰である。

職員は、本部長直轄班で活動し、非常時優先業務は、応急対策業務のみである。

フェーズ1の段階で、ほとんどの室員の参集が可能である。

【広報室】室員25人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	広報班	6.5	13	13.5	17	17
最大必要人員		7	13	14	17	17
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		17	24	24	24	24
必要人員の過不足		10	11	10	7	7



3. 総務部

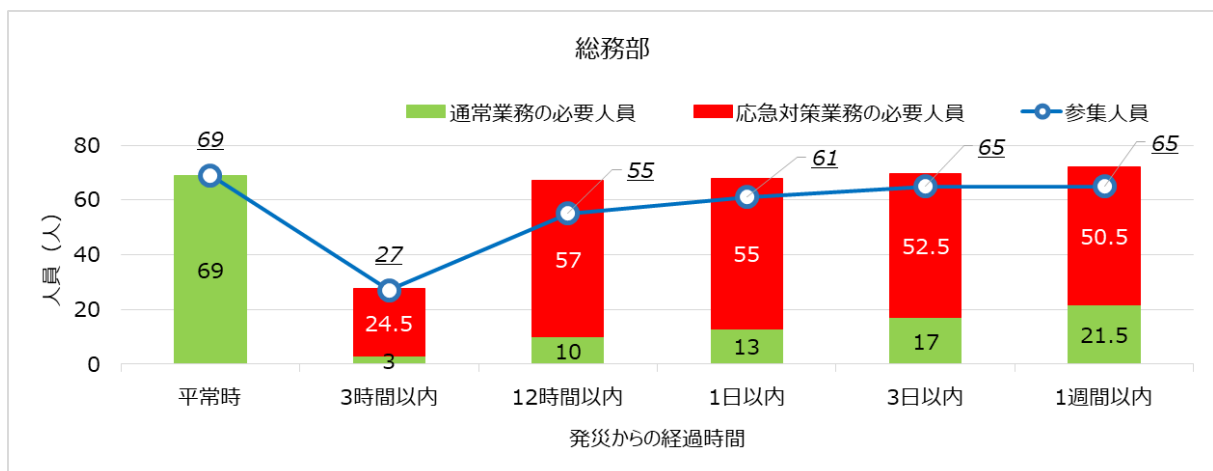
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して不足している。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が15業務である。

通常業務の「職員への給与支給業務（担当：職員課）」は、発災直後から継続する必要があり、3名の職員を要する。

【総務部】部員69人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	本部指揮班	6	16	15	14	14.5
被災生活支援本部	市民要望受付班	6.5	29	28	26.5	24
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	12	12	12	12	12
通常業務						
公文書に使用する庁印、職印の登録、管理及び一部公印の管理・保管業務	総務課			1	1	1
条例・規則・告示・公告その他の公示すべき文書に関する業務	総務課			0.5	0.5	0.5
全庁の文書印刷に関する業務	総務課				0.5	0.5
文書の收受及び発送に関する業務	総務課			0.5	0.25	0.25
文書の集配に関する業務	総務課				0.25	0.25
再任用職員関連業務	人事課					1
職員派遣業務	人事課					1
定数外職員関連業務	人事課					1
職員への不正な働きかけ等に対する対応業務	職員課（行政対象暴力担当室含む）				0.5	1
職員への給与支給業務業務	職員課（行政対象暴力担当室含む）	3	10	11	11	11
職員の健康管理業務	職員課（健康経営担当室）				1	1
公益通報対応業務	法務課					0.5
裁判関係業務	法務課				1	1
法律相談	法務課				1	1
例規制定改廃業務	法務課					0.5
最大必要人員		28	67	68	70	72
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		27	55	61	65	65
必要人員の過不足		-1	-12	-7	-5	-7



4. 企画部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ2のみ不足している。

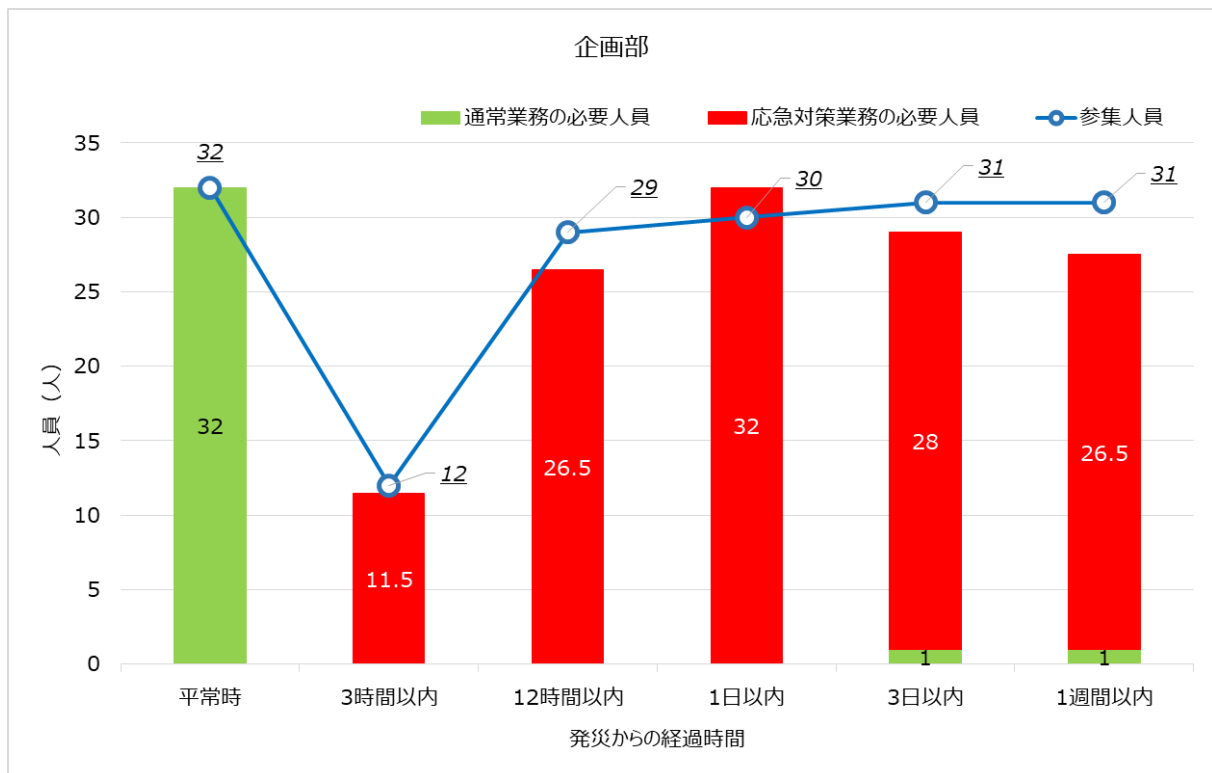
大半の職員は、本部長直轄班及び被災生活支援本部に分散して活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が1業務である。

フェーズ3の段階で、ほとんどの部員の参集が可能である。

【企画部】部員32人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	業務継続班	2	5	5	2	2
本部長直轄班	帰宅困難者・外国人对応班（外国人担当）	1	1	2	2	1
被災生活支援本部	本部指揮班	4.5	11	15	14.5	14
被災生活支援本部	避難所対応班	2	7.5	8	7.5	7.5
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	2	2	2	2	2
通常業務						
市民相談業務	国際政策課				1	1
最大必要人員		12	27	32	29	28
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		12	29	30	31	31
必要人員の過不足		0	2	-2	2	3



5. 財政部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰である。

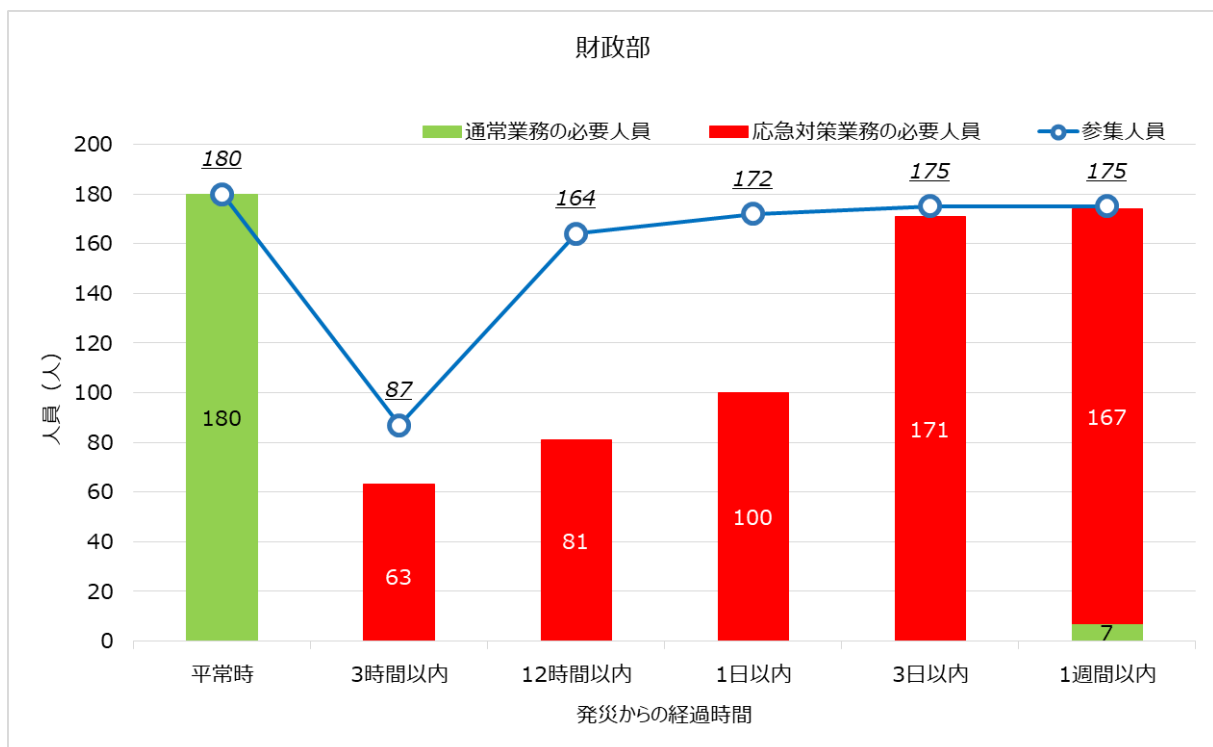
大半の職員は、本部長直轄班で活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、税関係の通常業務が4業務である。

フェーズ3以降、罹災証明書を発行するに際し、必要人数が大幅に増加する。

【財政部】部員180人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	予算・調査班（緊急 予算対応担当）	8	12	30	31	31
本部長直轄班	予算・調査班（車輛・ 庁舎管理担当）	11	19	20	21	21
本部長直轄班	予算・調査班（罹災 証明書発行担当）	6	12	12	81	77
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	38	38	38	38	38
通常業務						
税に関する各種証明の交付	市民税課					1
市税の減免	固定資産税課					2
税に関する各種証明の交付	固定資産税課					2
地籍図の一部写しの交付	固定資産税課					2
最大必要人員		63	81	100	171	174
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		87	164	172	175	175
必要人員の過不足		24	83	72	4	1



6. 情報政策部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ0及びフェーズ3、4で不足となる。

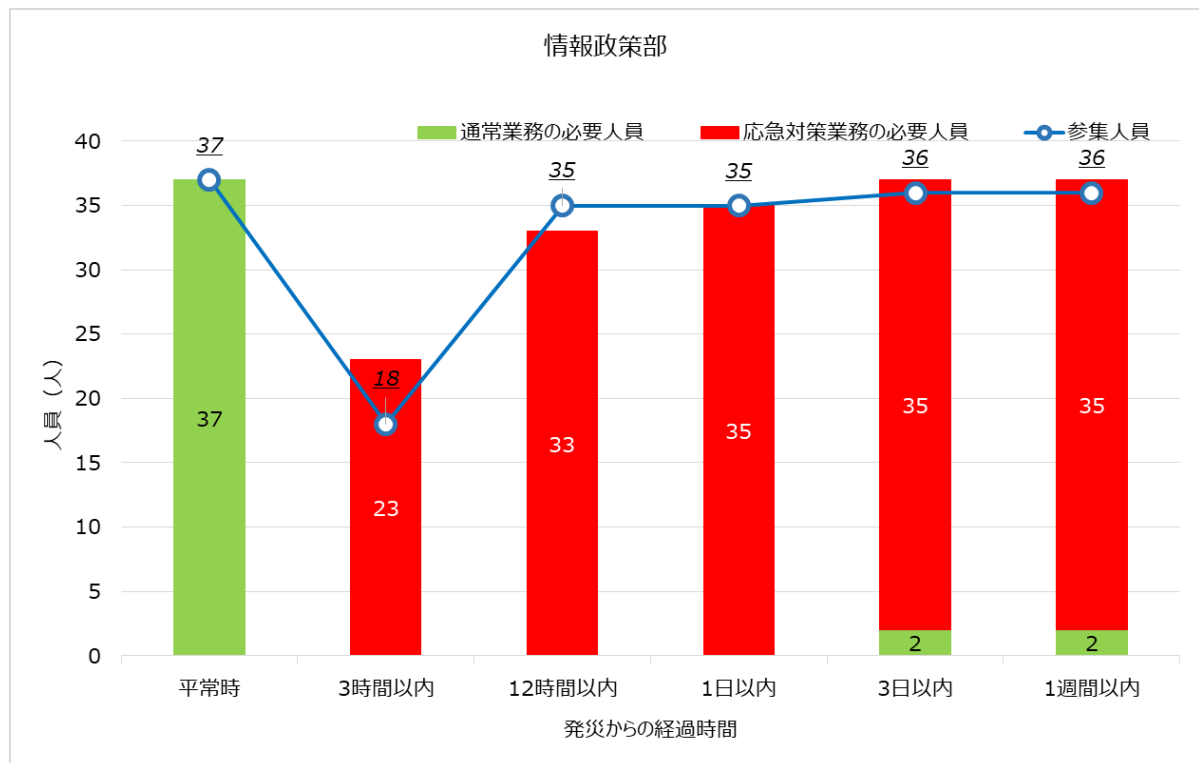
大半の職員は、本部長直轄班にて活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が1業務である。

通常業務の「情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務」は、発災後のフェーズ3から人員の確保が必要である。

【情報政策部】部員37人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	広報班	6	6	6	6	6
本部長直轄班	システム・受援班（モニタリング・分析担当）	12	17	17	17	17
本部長直轄班	システム・受援班（システム管理担当）	5	10	12	12	12
通常業務						
情報セキュリティの継続維持、記憶媒体外部保管業務	情報管理課				2	2
最大必要人員		23	33	35	37	37
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		18	35	35	36	36
必要人員の過不足		-5	2	0	-1	-1



7. 文化スポーツ部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ 1 からフェーズ 3 において不足となるが、フェーズ 4 以降では、大幅に余剰となる。

大半の職員は、被災生活支援本部にて活動する。

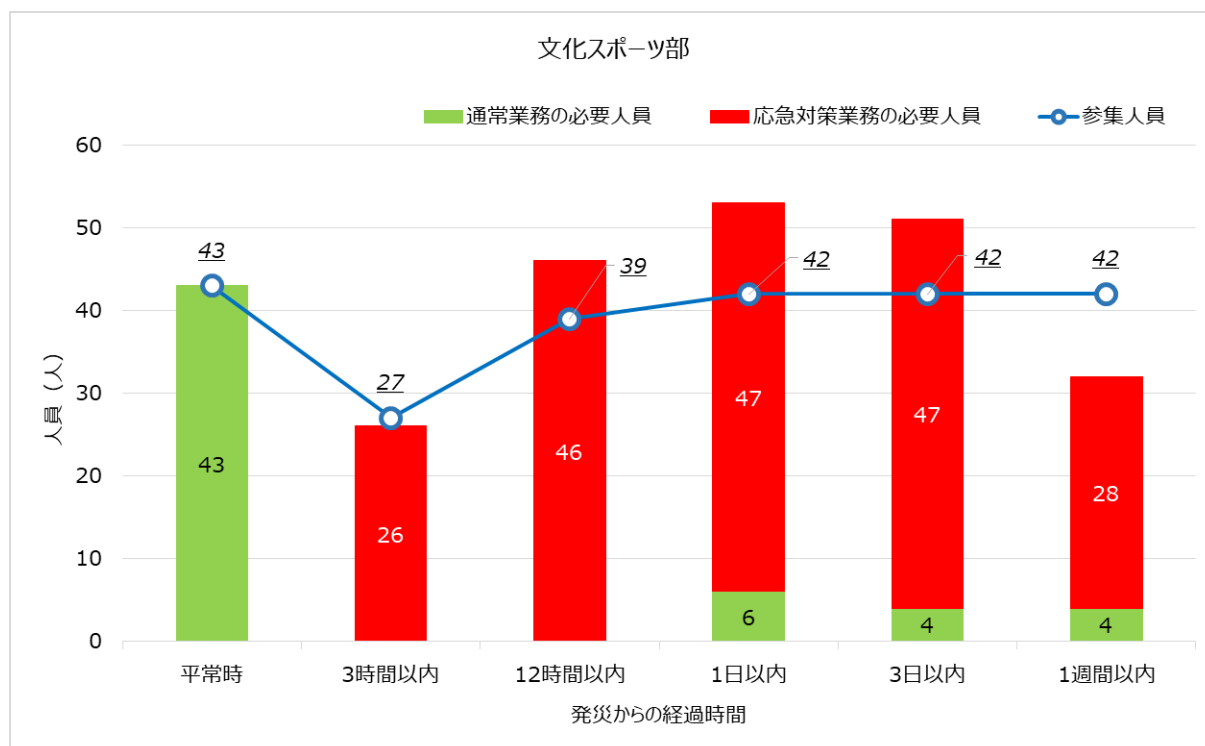
非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が 2 業務である。

フェーズ 2 の段階で、ほとんどの部員の参集が可能である。

【文化スポーツ部】部員43人

【文化振興部】部員 15人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（1班）	18	38	39	39	20
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	8	8	8	8	8
通常業務						
文化資料の保全業務	文化芸術課			3	2	2
文化資料の保全業務	文化施設課			3	2	2
最大必要人員		26	46	53	51	32
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		27	39	42	42	42
必要人員の過不足		1	-7	-11	-9	10



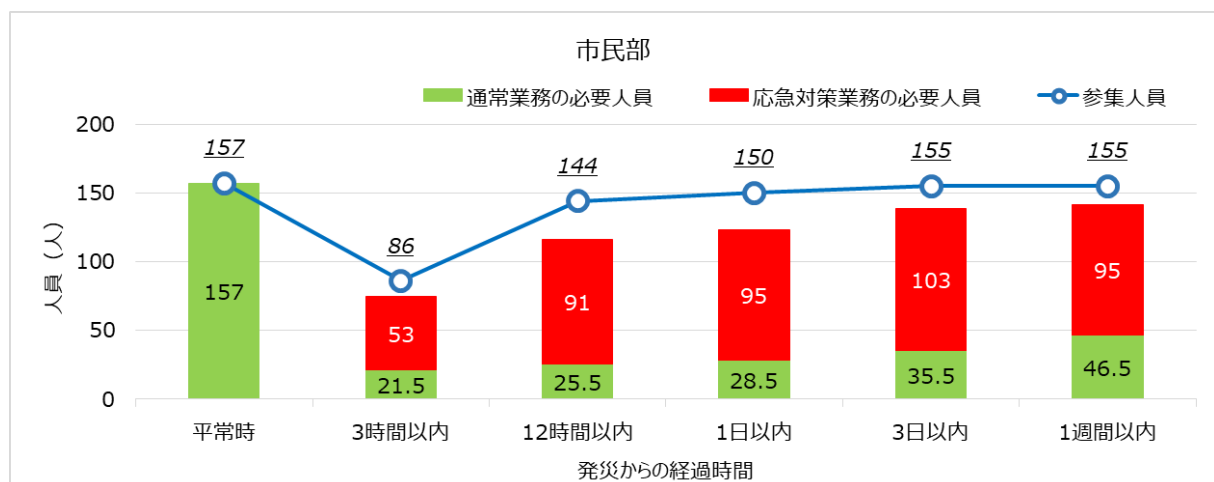
8. 市民部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにて余剰となる。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が17業務であり、市川駅行政サービスセンター及び市民課が担当する窓口業務は、発災直後から継続する必要がある。

【市民部】部員157人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	システム・受援班（応援受援担当）				4	4
被災生活支援本部	市民要望受付班	8	13	16	16	16
被災生活支援本部	災害班（1班）	1	4	7	7	4
被災生活支援本部	災害班（2班）	9.5	13	11	11	6
被災生活支援本部	避難所対応班	8.5	35	35	39	39
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	26	26	26	26	26
通常業務						
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	市川駅行政サービスセンター	4	4	4	4	4
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	市川駅行政サービスセンター	10	10	11	11	11
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	市川駅行政サービスセンター					
各種証明の交付	市川駅行政サービスセンター	3	3	3	3	3
税に関する各種証明の交付	市川駅行政サービスセンター					2
自治会対応	地域振興課				3	3
防犯灯・集会施設の破損・修繕に関する業務	地域振興課				1	1
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	大柏出張所					2
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	大柏出張所					1
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	大柏出張所					2
各種証明の交付	大柏出張所					2
税に関する各種証明の交付	大柏出張所					2
ネットワーク型街頭防犯カメラの確認・運営	市民安全課			2	2	2
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	市民課	1	2	2	2	2
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	市民課	1	2	2	2	2
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	市民課	1	2	2	3	3
各種証明の交付	市民課	1.5	2.5	2.5	4.5	4.5
最大必要人員		75	117	124	139	142
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		86	144	150	155	155
必要人員の過不足		11	27	26	16	13



9. 経済部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降、不足となる。

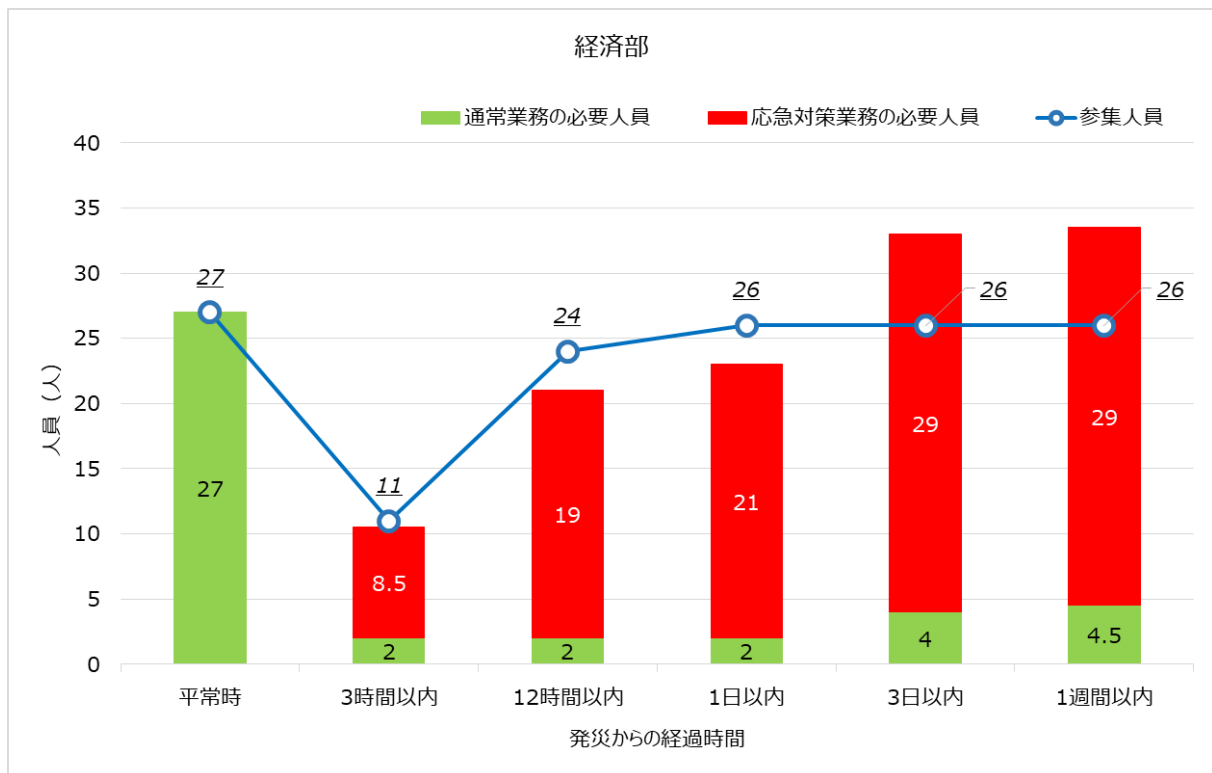
大半の職員は、被災生活支援本部にて活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が3業務である。

通常業務「施設点検・管理（担当：商工業振興課）」は、発災直後から人員の確保が必要である。

【経済部】部員27人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	生活再建支援班				10	17
被災生活支援本部	災害班（5班）	2.5	13	15	13	6
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	6	6	6	6	6
通常業務						
施設点検・管理	商工業振興課	2	2	2	2	2
農業災害対策	農業振興課				2	2
農業用施設維持管理業務	農業振興課					0.5
最大必要人員		11	21	23	33	34
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		11	24	26	26	26
必要人員の過不足		0	3	3	-7	-8



10. 観光部

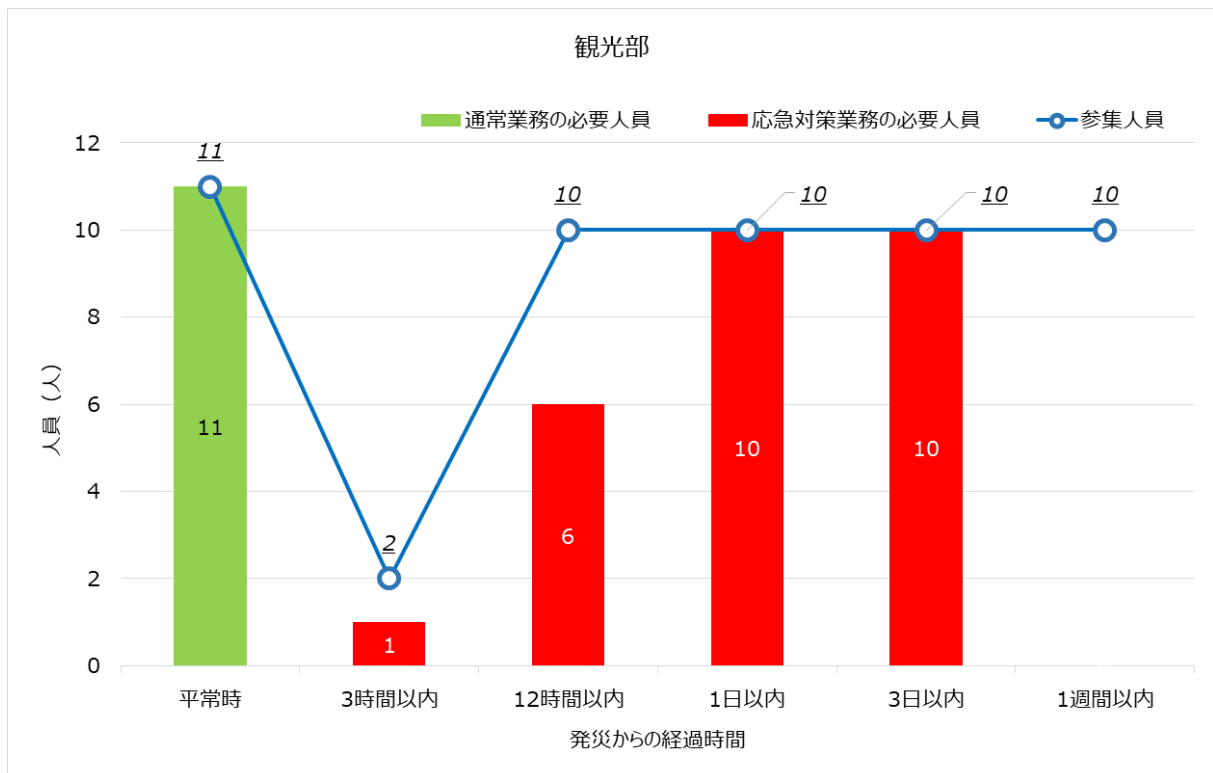
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズ不足はない。

職員は、本部長直轄班及において活動し、非常時優先業務は、応急対策業務のみである。

フェーズ2の段階で、ほとんどの部員の参集が可能である。

【観光部】部員11人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	帰宅困難者・外国人对 班（帰宅困難者担当）	1	6	10	10	
最大必要人員		1	6	10	10	0
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		2	10	10	10	10
必要人員の過不足		1	4	0	0	10



11. 福祉部

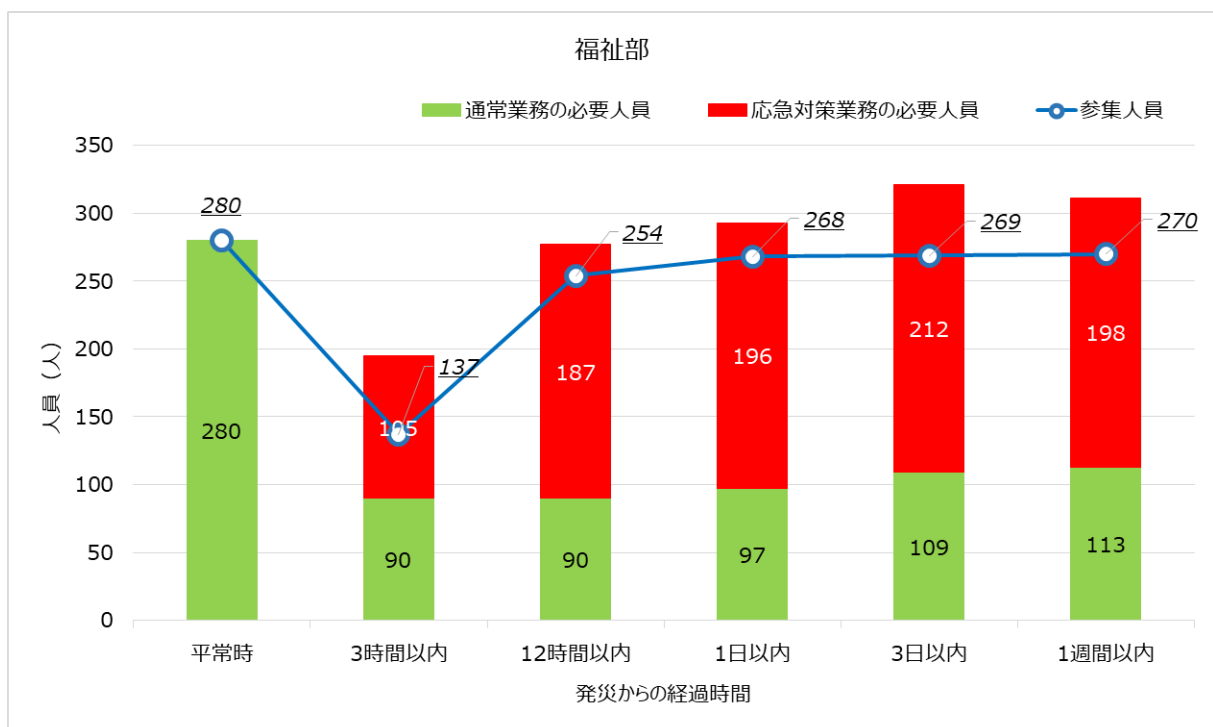
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全てのフェーズにおいて不足となる。

大半の職員は、被災生活支援本部において活動する。

非常時優先業務は、応急対策業務のほか、通常業務が7業務であり、「生活保護業務（保護費支給）（担当：生活支援課）」は、発災直後から継続する必要がある。

【福祉部】部員280人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	生活再建支援班	5.5	9	9	17	20
被災生活支援本部	福祉班	55.5	134	143	151	134
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	44	44	44	44	44
通常業務						
生活保護業務（保護費支給）	生活支援課	90	90	90	90	90
埋火葬手続き業務	生活支援課			7	7	7
高齢者等総合相談	介護福祉課				6	6
あんしん電話設置等見守り支援業務	介護福祉課				2	3
被保険者の資格管理及び被保険者証の交付等	介護福祉課					1
見守り支援業務	障がい者支援課				4	4
施設管理に関する支払業務	障がい者施設課					2
最大必要人員		195	277	293	321	311
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		137	254	268	269	270
必要人員の過不足		-58	-23	-25	-52	-41



12. こども政策部

参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全てのフェーズで不足となる。

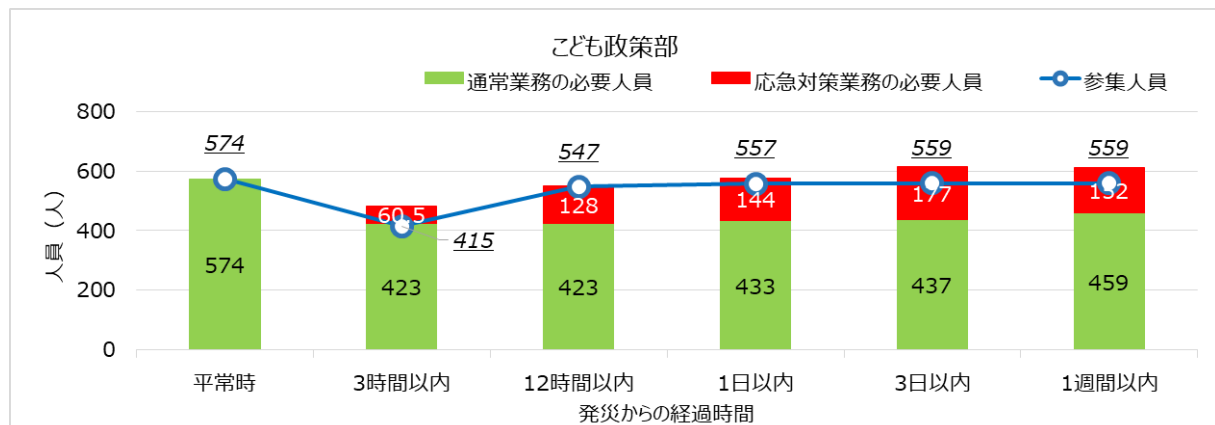
大半の職員が通常業務に従事し、一部の職員が被災生活支援本部にて活動する。

通常業務は 15 業務であり、「公立保育園・幼稚園等運営管理業務（担当：こども施設運営課）」は、発災直後から継続する必要があるため、419 名の職員を要する。

ただし、本計画書では、発災後に全ての公立保育園・幼稚園等の運営を継続することを前提としているため、被災状況や施設利用者の有無により園の運営を一部停止する場合、人員の過不足は大幅に変更となる。

【こども政策部】部員574人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（4班）	23.5	61	55	62	37
被災生活支援本部	福祉班	25	55	77	103	103
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	12	12	12	12	12
通常業務						
児童虐待対策業務	こども家庭支援課	4	4	6	6	10
子育て相談・各種サービスによる支援等	こども家庭支援課			8	8	10
母子家庭等自立支援のための給付金に関する業務	こども家庭支援課					2
保育園入退園事務	こども施設入園課					6
簡易保育園園児補助金業務	こども施設入園課					1
簡易保育園関係係補助金業務	こども施設入園課					1
保育園保育料の徴収	こども施設入園課					1
保育園保育料の滞納処分	こども施設入園課					1
幼稚園入退園事務	こども施設入園課					1
幼稚園保育料の徴収	こども施設入園課					1
幼稚園保育料の滞納処分	こども施設入園課					1
私立幼稚園等補助金業務	こども施設入園課					1
公立保育園・幼稚園等運営管理業務	こども施設運営課	419	419	419	419	419
発達相談支援	発達支援課				2	2
障害児通所給付費の支給決定	発達支援課				2	2
最大必要人員		484	551	577	614	611
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		415	547	557	559	559
必要人員の過不足		-69	-4	-20	-55	-52



13. 保健部

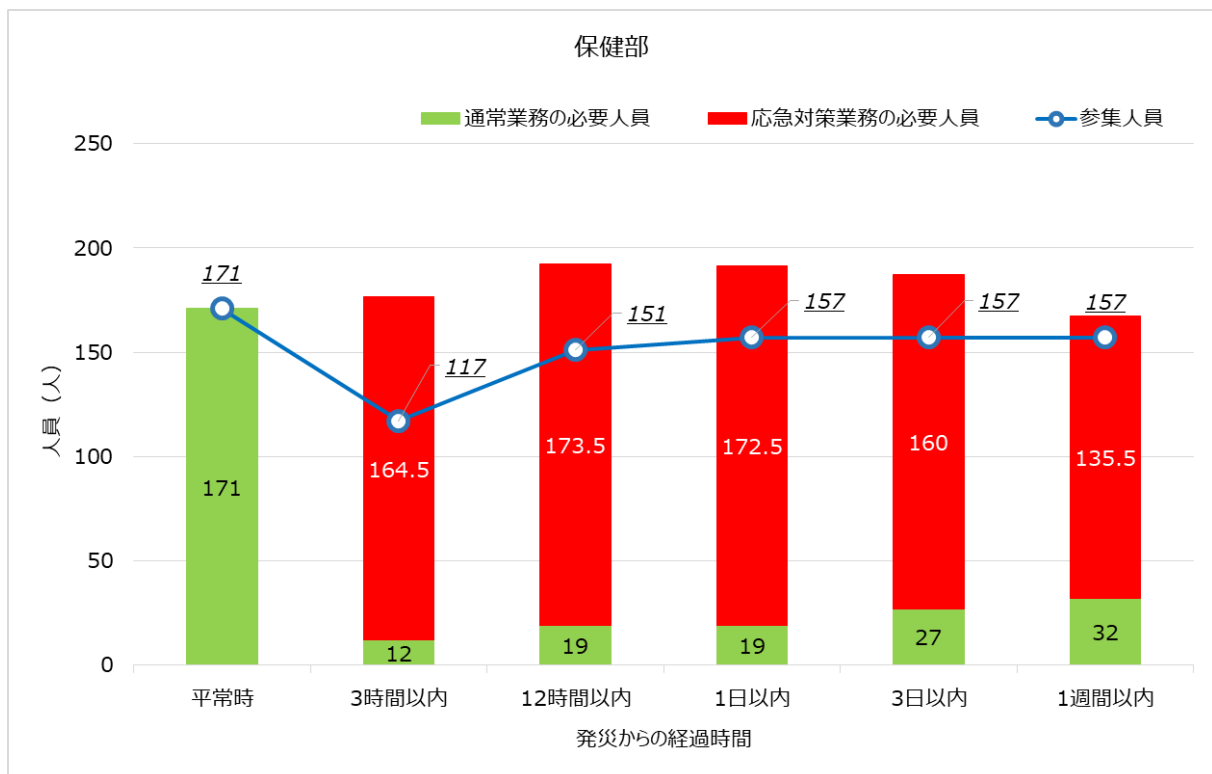
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全てのフェーズで不足となる。

大半の職員が医療本部にて活動し、発災直後から医療救護所の運営に多数の人員が必要となる。

通常業務は3業務であり、「主要な施設機能の推進(斎場) (担当：斎場霊園管理課)」は、発災直後から継続する必要がある。

【保健部】部員171人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
医療本部	本部指揮班	17.5	21	20	19	18
医療本部	医療救護班	138	136.5	136.5	126	102.5
医療本部	施設班	9	16	16	15	15
通常業務						
休日急病等歯科診療所の運営業務	保健センター疾病予防課					5
主要な施設機能の推進(斎場)	斎場霊園管理課	12	19	19	19	19
主要施設の運営(斎場)	斎場霊園管理課				8	8
最大必要人員		177	193	192	187	168
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		117	151	157	157	157
必要人員の過不足		-60	-42	-35	-30	-11



14. 環境部

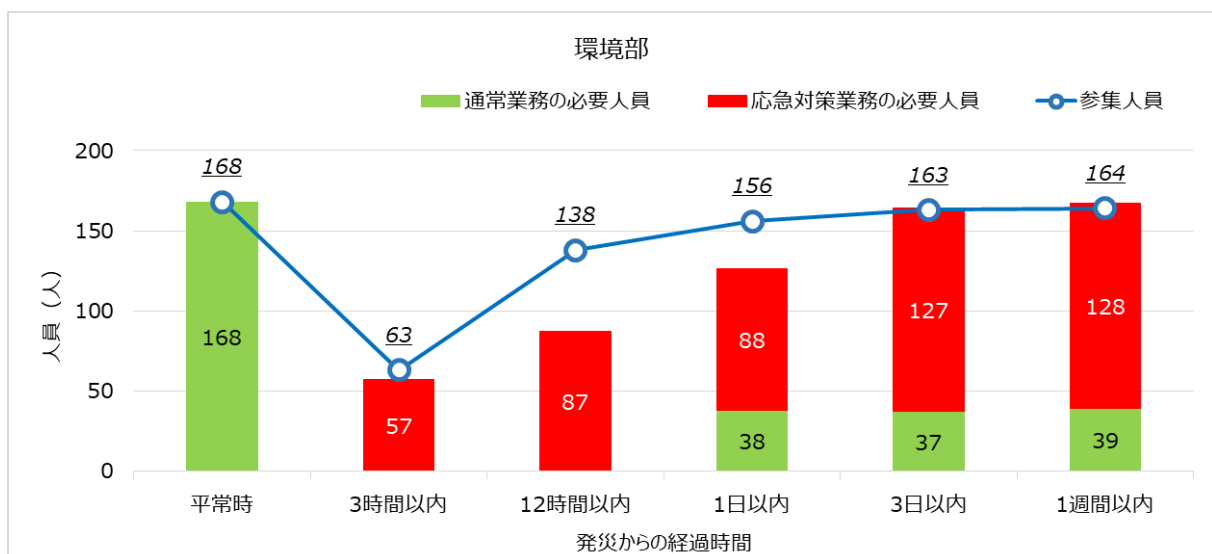
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3から不足となる。

大半の職員は、被災生活支援本部及び被災市街地対応本部にて活動する。

通常業務は7業務であり、クリーンセンターではフェーズ2から4業務にて人員を要する。

【環境部】部員168人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	ペット同行避難者対応班				34	34
被災市街地対応本部	本部指揮班	4	4	4	4	4
被災市街地対応本部	統括班	10	18	20	22	22
被災市街地対応本部	調査・回収班	15	39	43	46	46
被災市街地対応本部	施設班	18	16	11	11	12
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	10	10	10	10	10
通常業務						
工場等の被災状況確認、有害物質等の状況確認	生活環境保全課				4	4
アスベスト事故等の状況確認	生活環境保全課				4	4
大気モニタリングの実施	生活環境保全課					2
クリーンセンター操業業務（一般廃棄物処理）	クリーンセンター			19	19	19
衛生処理場操業業務（し尿・浄化槽汚泥処理）	クリーンセンター			10	10	10
焼却炉立ち上げ	クリーンセンター			7		
処理残渣物の搬出先確保	クリーンセンター			2		
最大必要人員		57	87	126	164	167
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		63	138	156	163	164
必要人員の過不足		6	51	30	-1	-3



15. 街づくり部

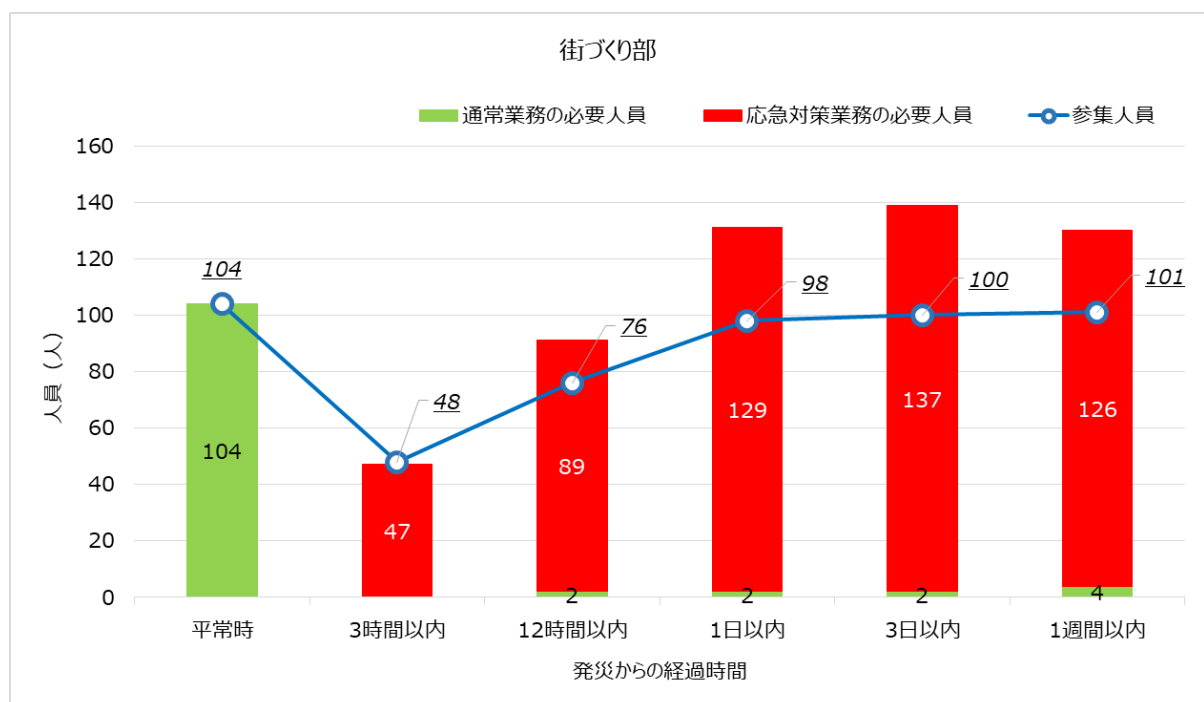
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ1から大幅な不足となる。

大半の職員は、被災市街地対応本部にて活動し、応急危険度判定調査、仮設住宅の供給、復興本部の設置等、多岐にわたる業務を行う。

通常業務は2業務であり、全て開発指導課の業務である。

【街づくり部】部員104人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	本部指揮班	4	10	10	10	6
被災市街地対応本部	統括班	5	9	11	17	5
被災市街地対応本部	調査班	27	59	37	39	31
被災市街地対応本部	応急危険度判定実施本部			60	60	60
被災市街地対応本部	復興本部担当					7
被災市街地対応本部	仮設住宅供給担当					6
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	11	11	11	11	11
通常業務						
開発指導課窓口業務	開発指導課		1	1	1	2
開発許可業務	開発指導課		1	1	1	2
最大必要人員		47	91	131	139	130
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		48	76	98	100	101
必要人員の過不足		1	-15	-33	-39	-29



16. 道路交通部

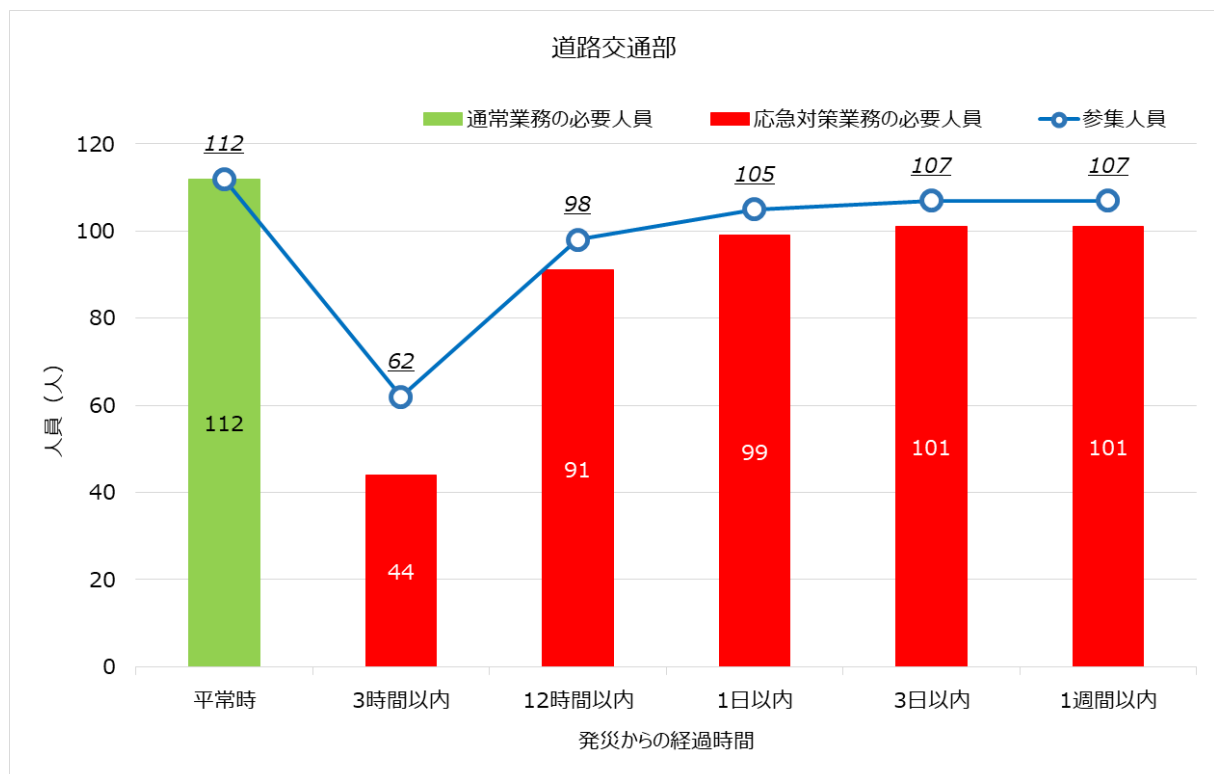
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにおいて余剰である。

職員は、被災市街地対応本部にて活動し、道路啓開、道路や橋梁の交通規制、緊急通行車両の確認等の業務を行う。

なお、非常時優先業務は全て応急対策業務である。

【道路交通部】部員112人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	本部指揮班	1	3	4	4	4
被災市街地対応本部	統括班	2	10	8	8	8
被災市街地対応本部	規制班	12	19	21	22	22
被災市街地対応本部	調査・復旧班	20	50	57	58	58
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	9	9	9	9	9
最大必要人員		44	91	99	101	101
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		62	98	105	107	107
必要人員の過不足		18	7	6	6	6



17. 水と緑の部

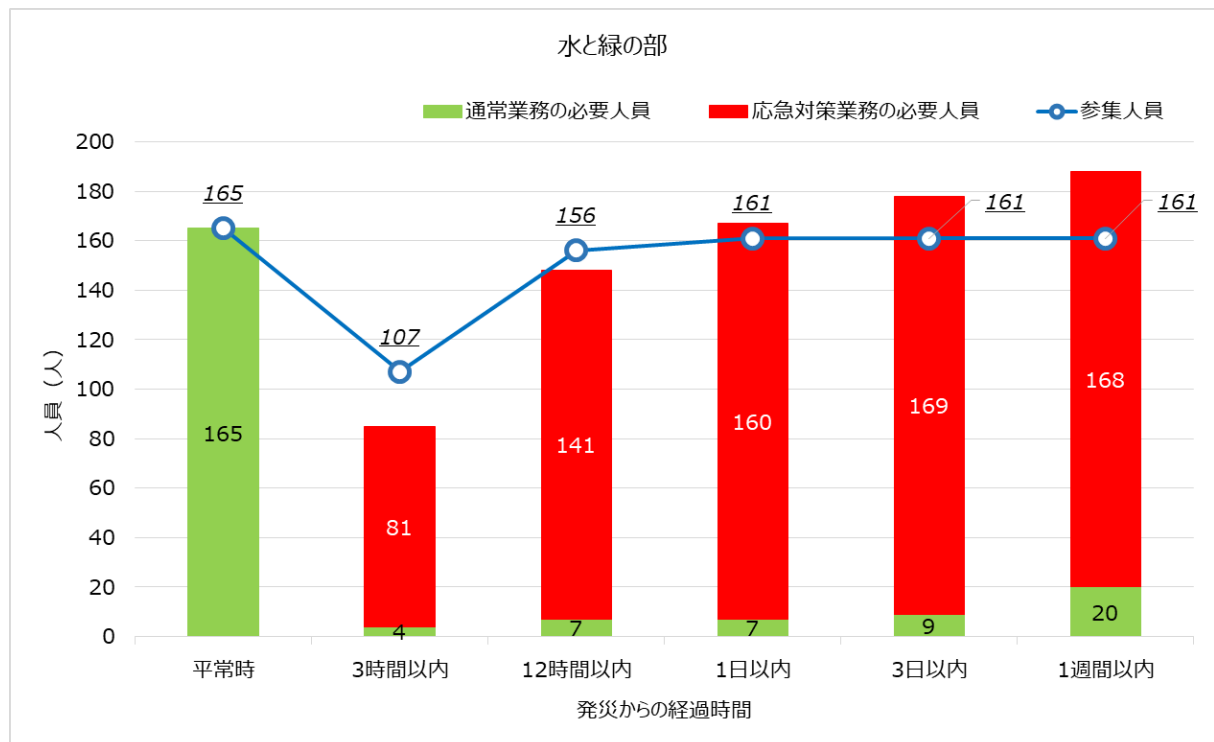
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ2以降、不足となる。

大半の職員は、被災市街地対応本部にて活動する。

なお、通常業務は3業務であり、「動物の飼育管理及び展示業務（担当：動植物園）」は、発災直後から継続する必要がある。

【水と緑の部】部員165人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災市街地対応本部	本部指揮班	5	5	5	5	5
被災市街地対応本部	統括班	54	101	12	12	12
被災市街地対応本部	調査・復旧班			104	109	108
被災市街地対応本部	施設班	11	24	28	32	32
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	11	11	11	11	11
通常業務						
公園等の清掃美化	公園緑地課					11
動物の飼育管理及び展示業務	動植物園	4	7	7	7	7
熱帯植物等の管理及び展示業務	動植物園				2	2
最大必要人員		85	148	167	178	188
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		107	156	161	161	161
必要人員の過不足		22	8	-6	-17	-27



18. 行徳支所

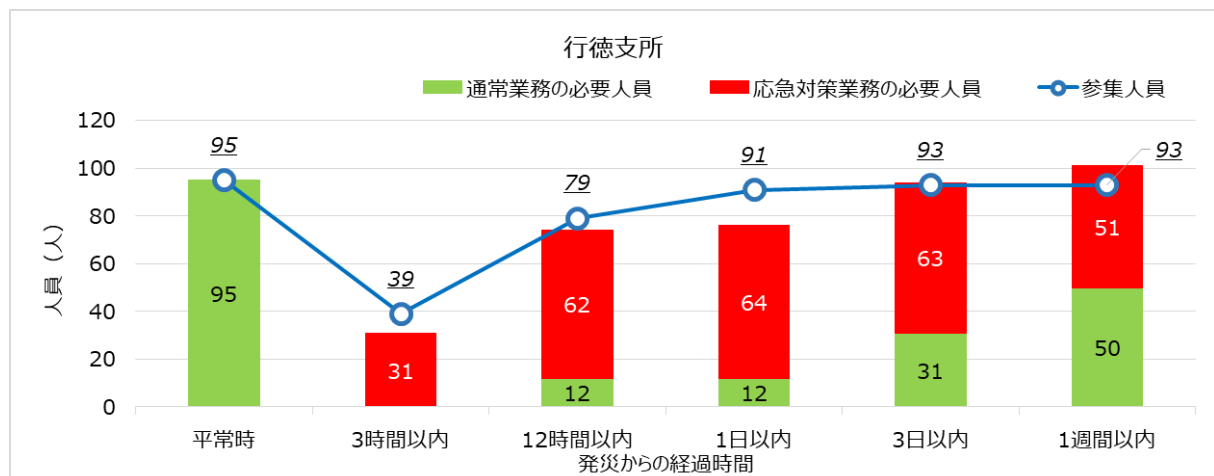
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降、不足する。

大半の職員は被災生活支援本部にて活動する。

通常業務は17業務であり、行徳支所市民課や南行徳市民センターが担当する窓口業務の6業務は、フェーズ1から再開する必要がある。

【行徳支所】所員95人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（6班）	14	45	47	46	34
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	17	17	17	17	17
通常業務						
自治会対応	行徳支所総務課	0	0	0	7	7
市民相談業務	行徳支所総務課	0	0	0	8	8
税に関する各種証明の交付	行徳支所総務課	0	0	0	0	10
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	行徳支所市民課	0	3	3	3	3
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	行徳支所市民課	0	0	0	2	2
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	行徳支所市民課	0	3	3	3	3
各種証明の交付	行徳支所市民課	0	0	0	2	2
市民相談業務（福祉相談）	行徳支所福祉課	0	0	0	0	1
市民相談業務（その他市民窓口）	行徳支所福祉課	0	0	0	0	1
生活保護業務	行徳支所福祉課	0	0	0	0	1
障害者支援業務	行徳支所福祉課	0	0	0	0	2
水産業振興業務	臨海整備課	0	0	0	0	2
戸籍・台帳等の管理・手続業務（マイナンバー業務を含む）	南行徳市民センター	0	1.5	1.5	1.5	1.5
住民登録・印鑑登録手続業務（義務教育入学通知関係業務を含む）	南行徳市民センター	0	1.5	1.5	1.5	1.5
埋火葬手続き業務（死亡届、関連許可書の交付）	南行徳市民センター	0	1	1	1	1
各種証明の交付	南行徳市民センター	0	2	2	2	2
税に関する各種証明の交付	南行徳市民センター	0	0	0	0	2
最大必要人員		31	74	76	94	101
参集人員（各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		39	79	91	93	93
必要人員の過不足		8	5	15	-1	-8



19. 会計課

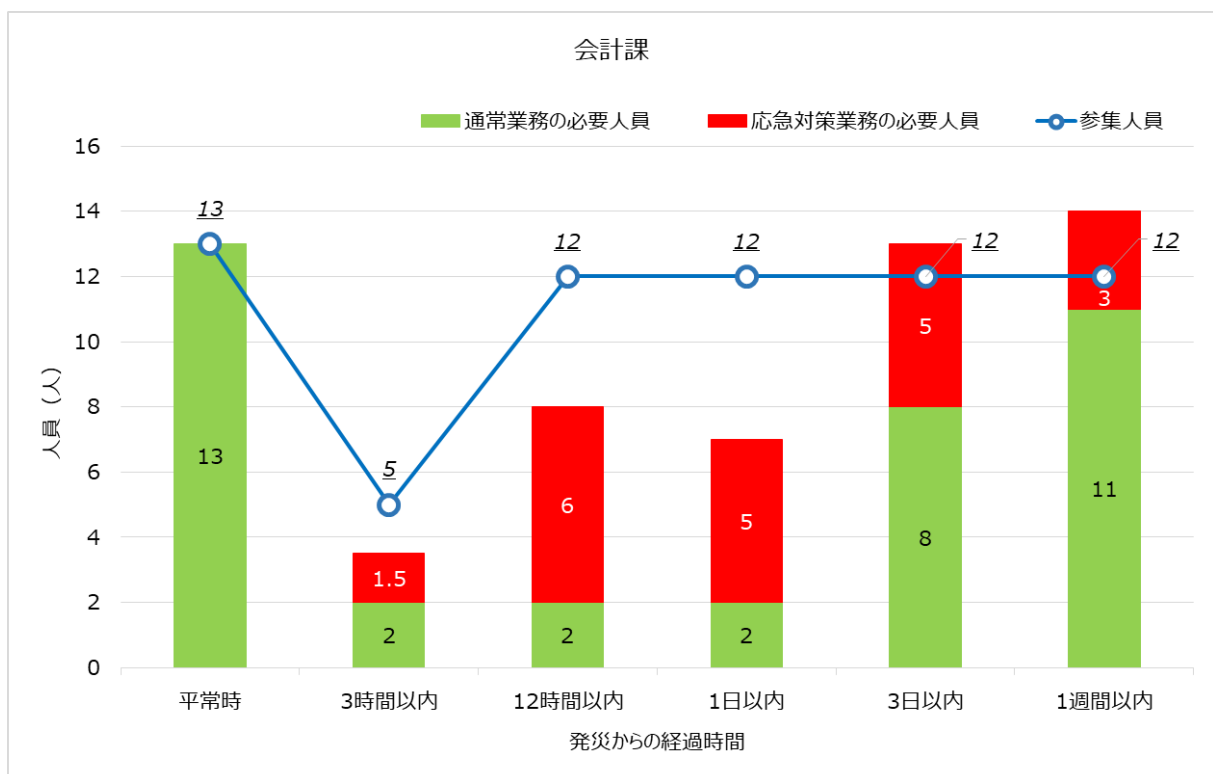
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ3以降、不足する。

大半の職員は、発災直後から被災生活支援本部にて活動する。

通常業務は6業務であり、「出納業務（担当：会計課）」は、発災直後から継続する必要がある。

【会計課】課員13人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（2班）	0.5	5	4	4	2
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	1	1	1	1	1
通常業務						
出納業務	会計課	2	2	2	2	2
県収入証紙の受払事務	会計課				0.5	0.5
市税等(金融機関収納分)の領収済通知書の審査及び集計事務	会計課				1	1
市税等窓口収納業務及び領収済通知書の審査及び集計事務	会計課				1	1
支出負担行為書の確認、支出命令書の審査	会計課				3	6
郵便振替に関する小切手の振出し	会計課				0.5	0.5
最大必要人員		4	8	7	13	14
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		5	12	12	12	12
必要人員の過不足		1	4	5	-1	-2



20. 選挙管理委員会事務局

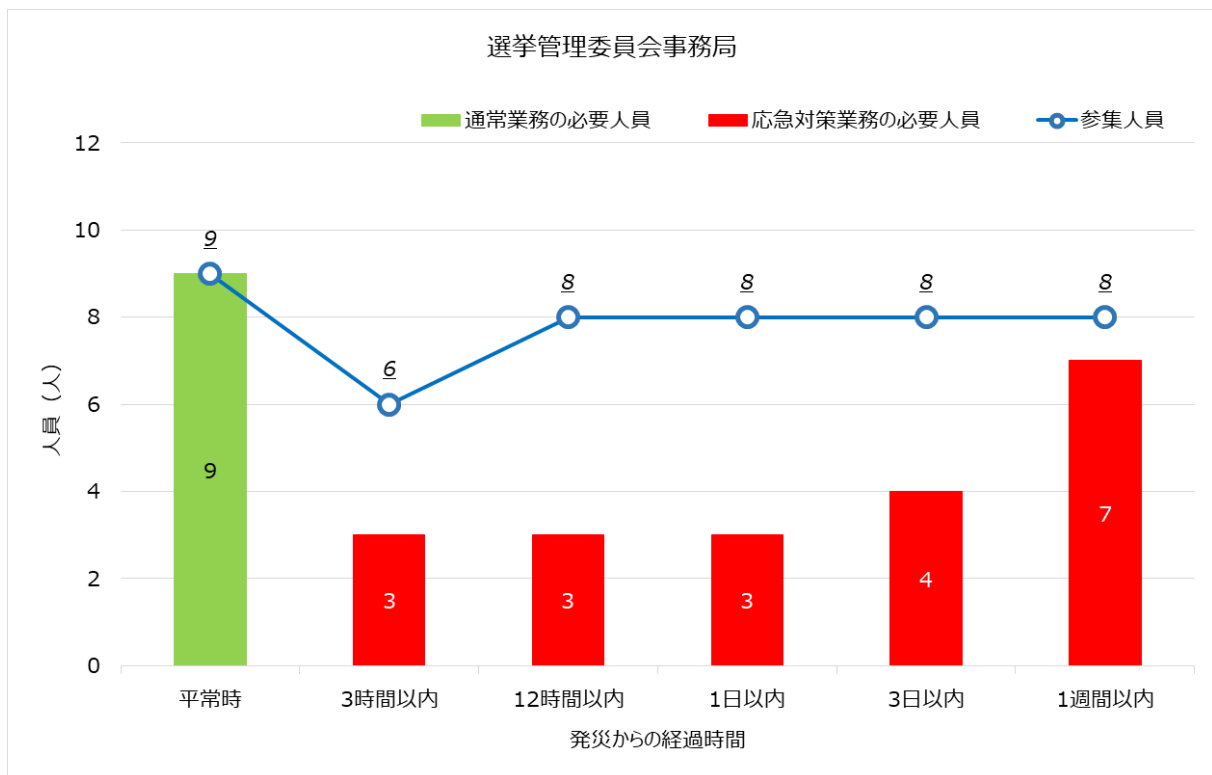
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにおいて余剰である。

職員は、被災生活支援本部にて活動する。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務であり、フェーズ1の段階で、ほとんどの局員の参集が可能である。

【選挙管理委員会事務局】局員9人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	ペット同行避難者対応班				1	4
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	3	3	3	3	3
最大必要人員		3	3	3	4	7
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		6	8	8	8	8
必要人員の過不足		3	5	5	4	1



2.1. 監査委員事務局

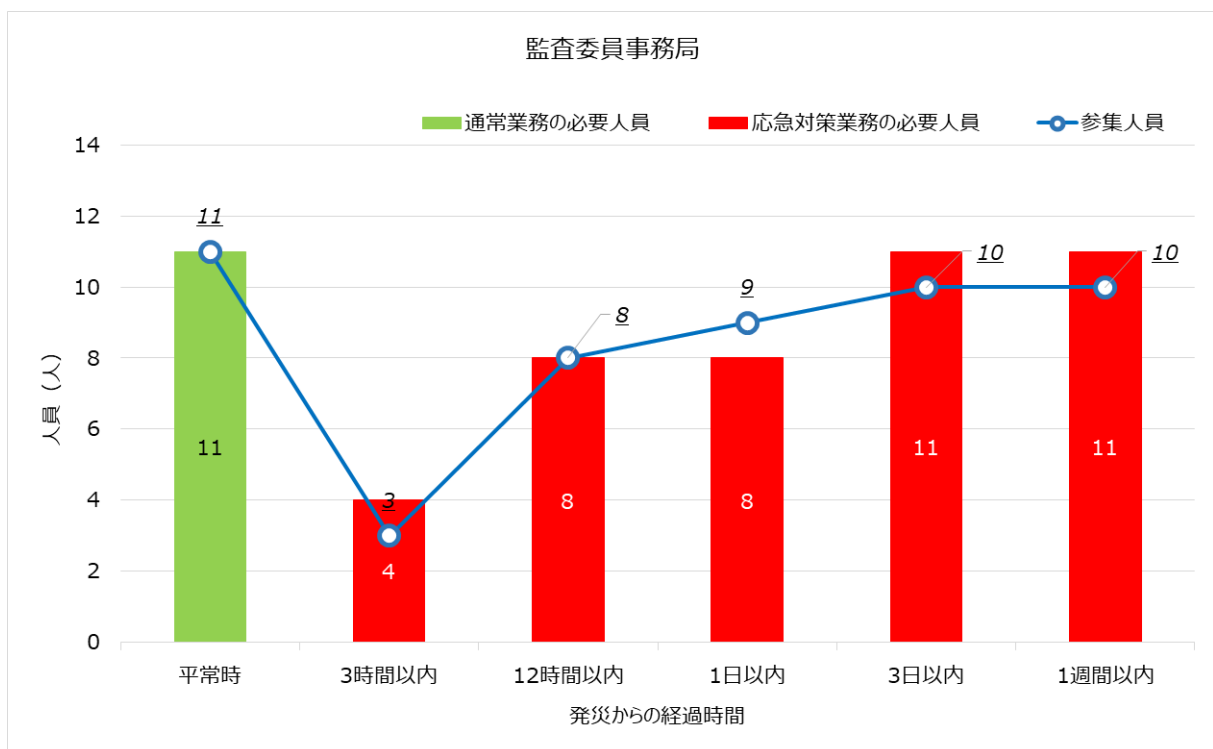
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ1、フェーズ3及びフェーズ4にて不足となる。

職員は、本部長直轄班の予算・調査班において、国・県・協定事業者から送られてくる支援物資の管理等を行うとともに、小学校区防災拠点要員として活動する。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務である。

【監査委員事務局】局員11人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	予算・調査班（車輛・ 庁舎管理担当）	2	6	6	9	9
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	2	2	2	2	2
最大必要人員		4	8	8	11	11
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		3	8	9	10	10
必要人員の過不足		-1	0	1	-1	-1



2.2. 農業委員会事務局

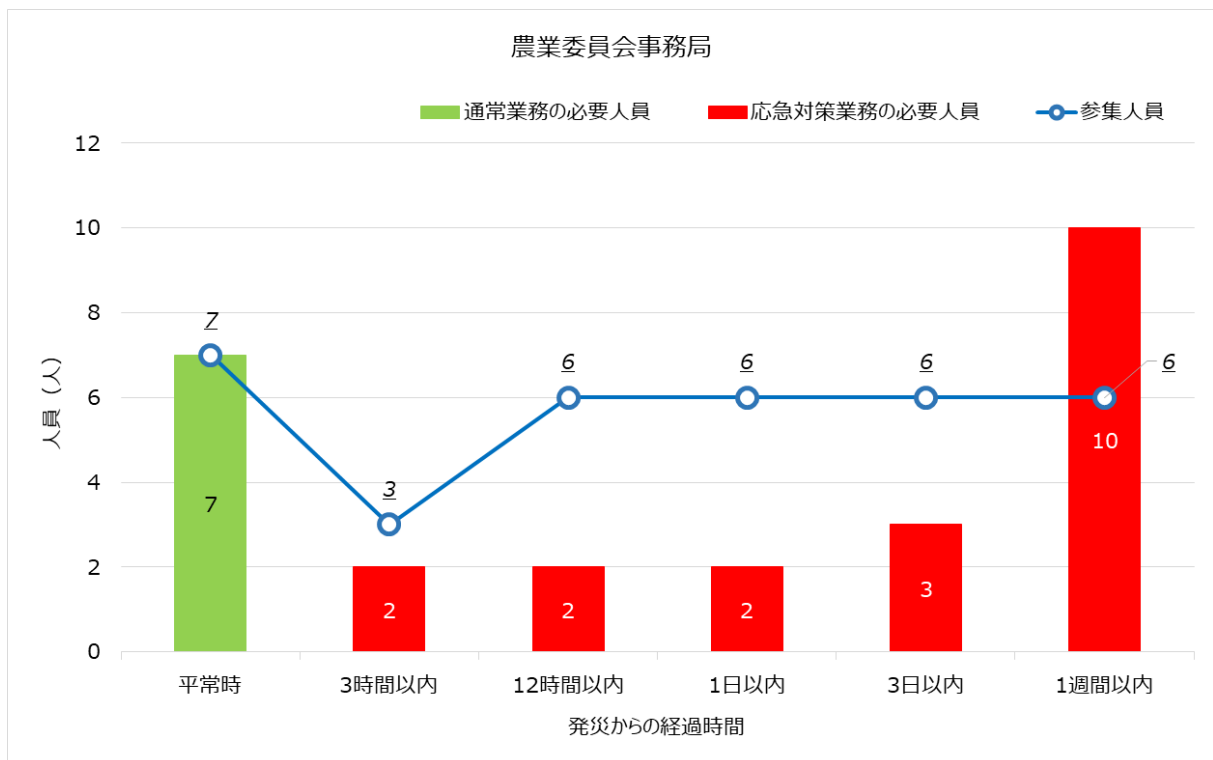
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ4において不足する。

職員は、被災生活支援本部にて活動し、フェーズ1の段階で、ほとんどの局員の参集が可能である。

フェーズ前半は、小学校区防災拠点要員に注力する。

【農業委員会事務局】局員7人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	生活再建支援班					4
被災生活支援本部	ペット同行避難者対応班				1	4
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	2	2	2	2	2
最大必要人員		2	2	2	3	10
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		3	6	6	6	6
必要人員の過不足		1	4	4	3	-4



23. 議会事務局

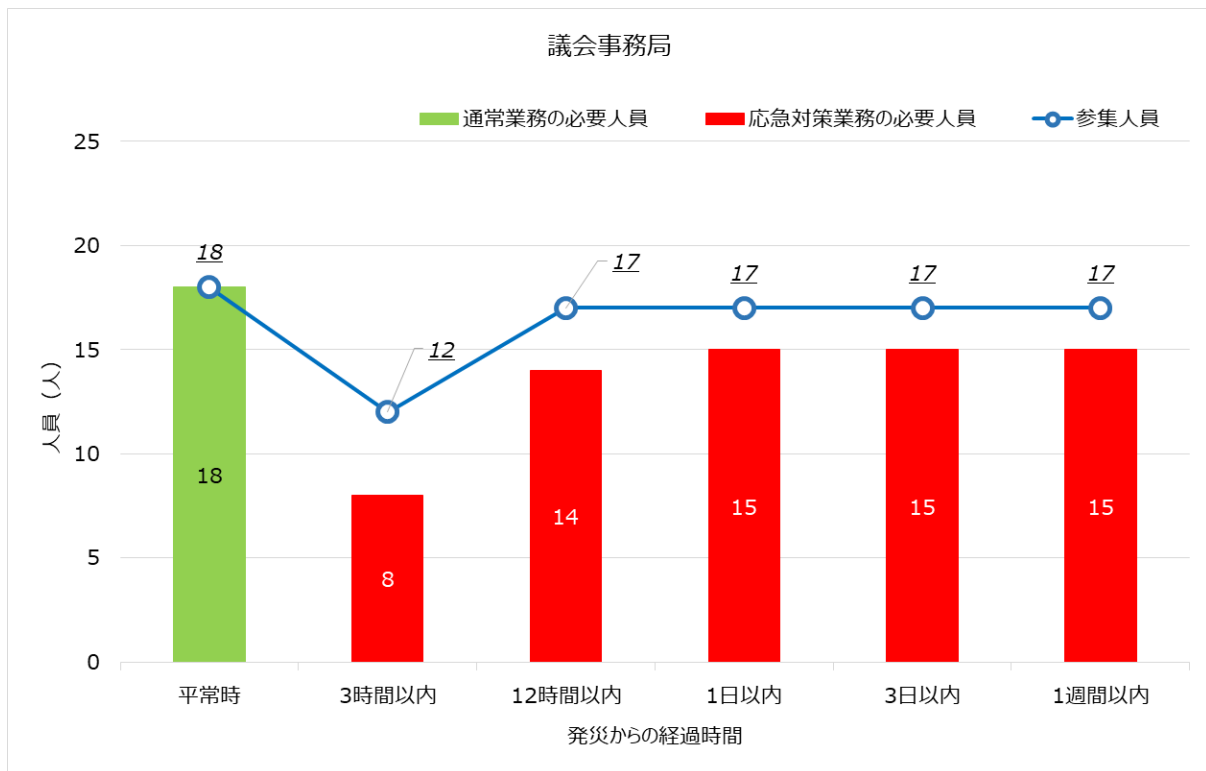
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズにて余剰となる。

職員は、本部長直轄班の渉外班として、発災直後から、市議会対応を行う。

なお、非常時優先業務は、全て応急対策業務である。

【議会事務局】局員18人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	渉外班	8	14	15	15	15
最大必要人員		8	14	15	15	15
参集人員 (各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定)		12	17	17	17	17
必要人員の過不足		4	3	2	2	2



2.4. 生涯学習部

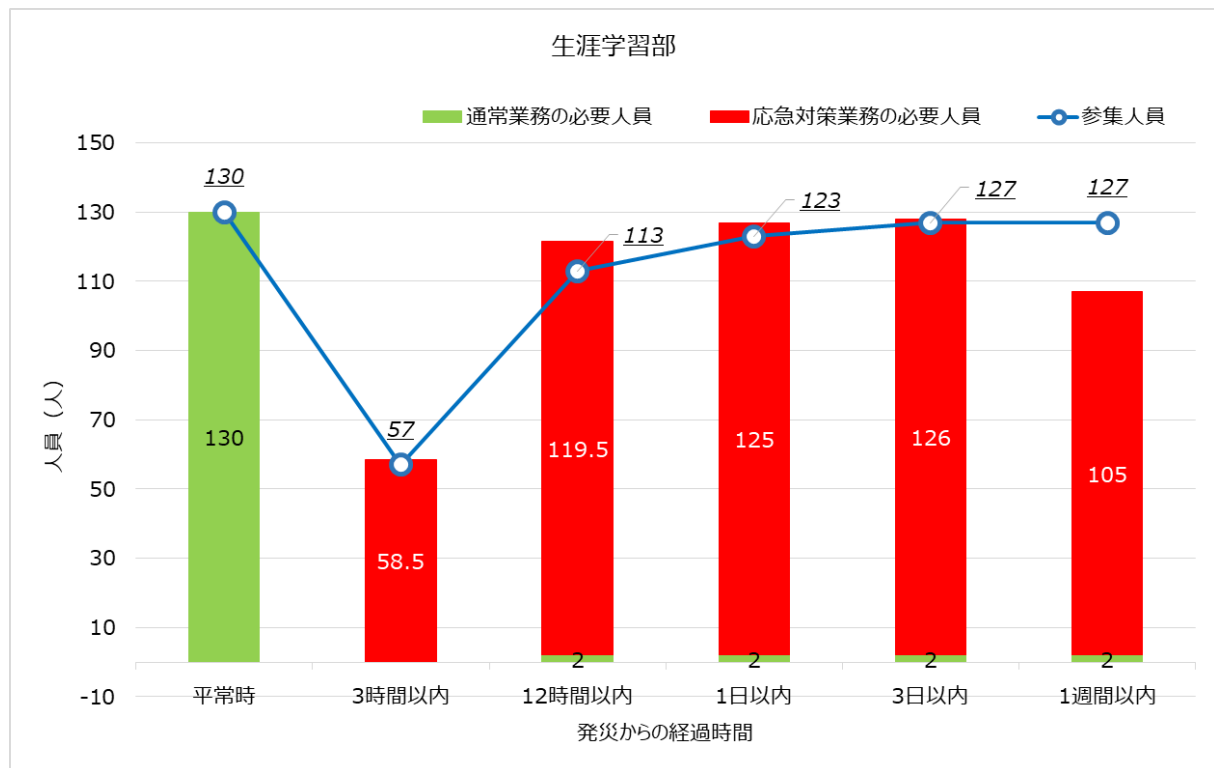
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、フェーズ4を除き、不足する。

大半の職員は、被災生活支援本部にて活動する。

なお、通常業務は1業務であり、「職員の給与支給業務（担当：教育総務課）」は、フェーズ1から再開する必要がある。

【生涯学習部】部員130人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
被災生活支援本部	災害班（3班）	18.5	44.5	48	49	28
被災生活支援本部	災害班（5班）	14	36	39	39	39
被災生活支援本部	避難所対応班	13	26	25	25	25
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	13	13	13	13	13
通常業務						
職員への給与支給業務	教育総務課		2	2	2	2
最大必要人員		59	122	127	128	107
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		57	113	123	127	127
必要人員の過不足		-2	-9	-4	-1	20



25. 学校教育部

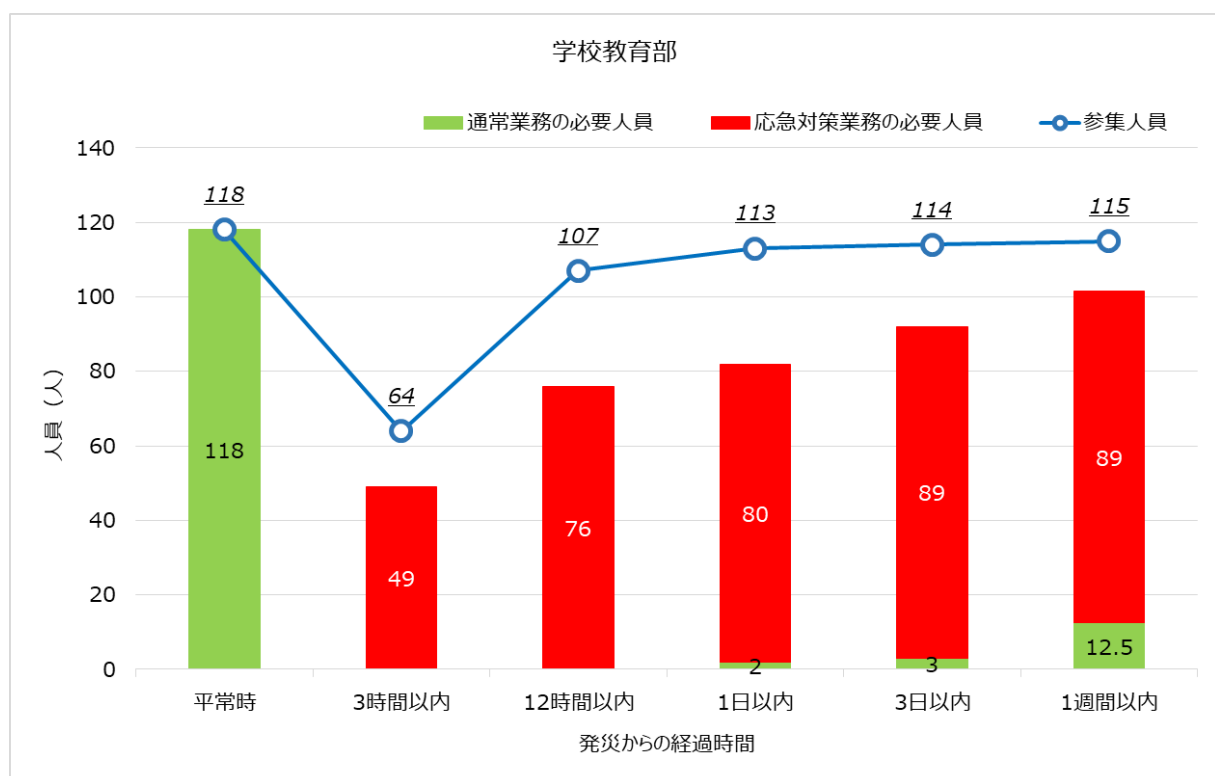
参集人員は、非常時優先業務に要する人員に対し、全フェーズを通して余剰となる。

大半の職員は、本部長直轄班の学校教育班にて、生徒の安全確保、保護者の対応、学校の再開準備等に従事する。

通常業務は4業務であり、「子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教室）施設運営（担当：学校地域連携推進課）」は、フェーズ2から再開する必要がある。

【学校教育部】部員118人

本部名／業務名	対策班名／課名	発災後の必要人員				
		フェーズ0 3時間以内	フェーズ1 12時間以内	フェーズ2 1日以内	フェーズ3 3日以内	フェーズ4 1週間以内
応急対策業務						
本部長直轄班	学校教育班	42	69	73	82	82
被災生活支援本部	小学校区防災拠点	7	7	7	7	7
通常業務						
戸籍・台帳等の管理（学齢簿管理業務）	義務教育課（学校安全 按針対策担当室含む）				0.5	0.5
戸籍・台帳等の管理（転入・転居就学校指 定校業務）	義務教育課（学校安全 按針対策担当室含む）				0.5	0.5
学校給食調理等業務	保健体育課					9.5
子どもの居場所づくり事業（放課後子ども教 室）施設運営	学校地域連携推進課			2	2	2
最大必要人員		49	76	82	92	102
参集人員 （各フェーズの参集人員に0.98掛けし、被害により全人員が参集できないことを想定）		64	107	113	114	115
必要人員の過不足		15	31	31	22	13



第4節 人員不足が見込まれる部署と業務

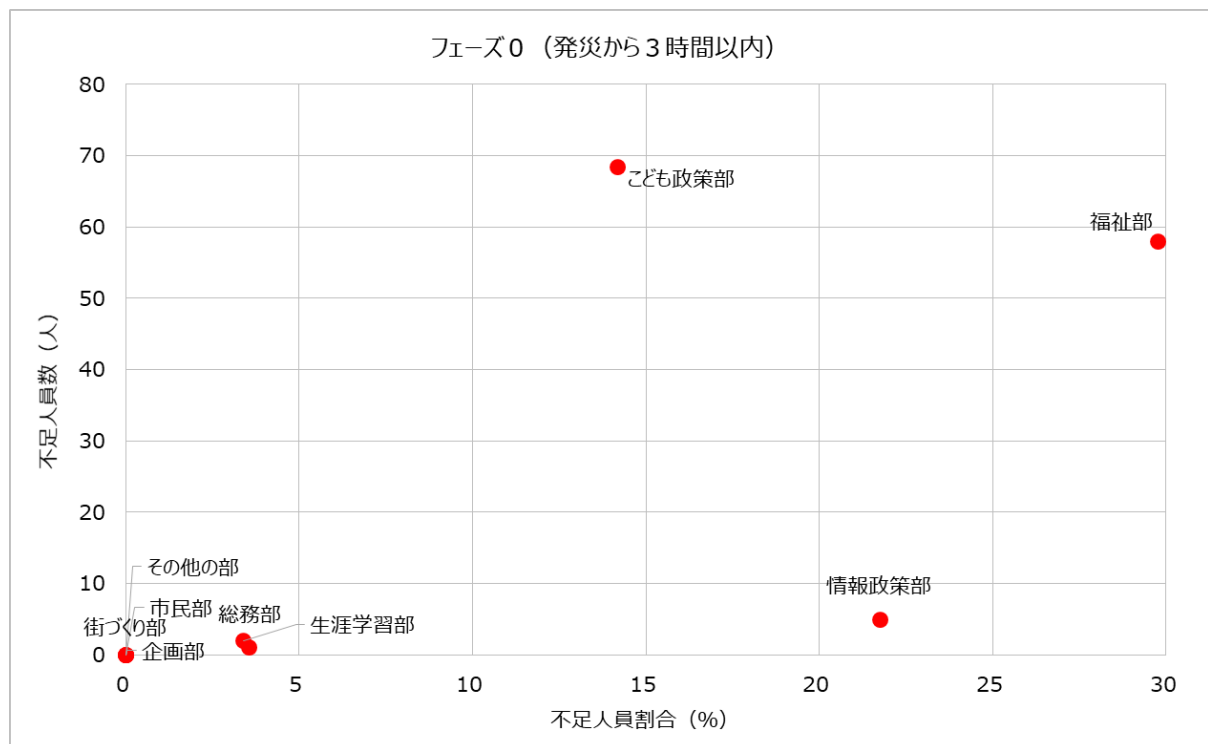
1. 人員不足が見込まれる部署

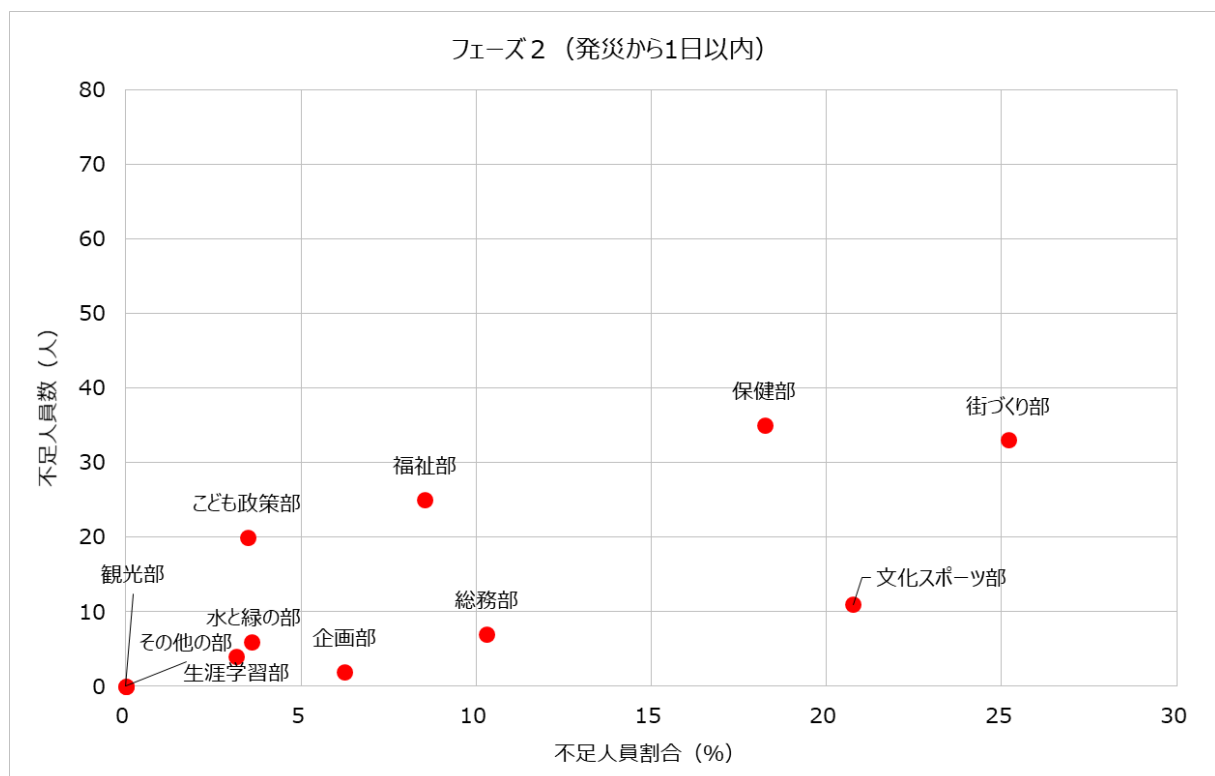
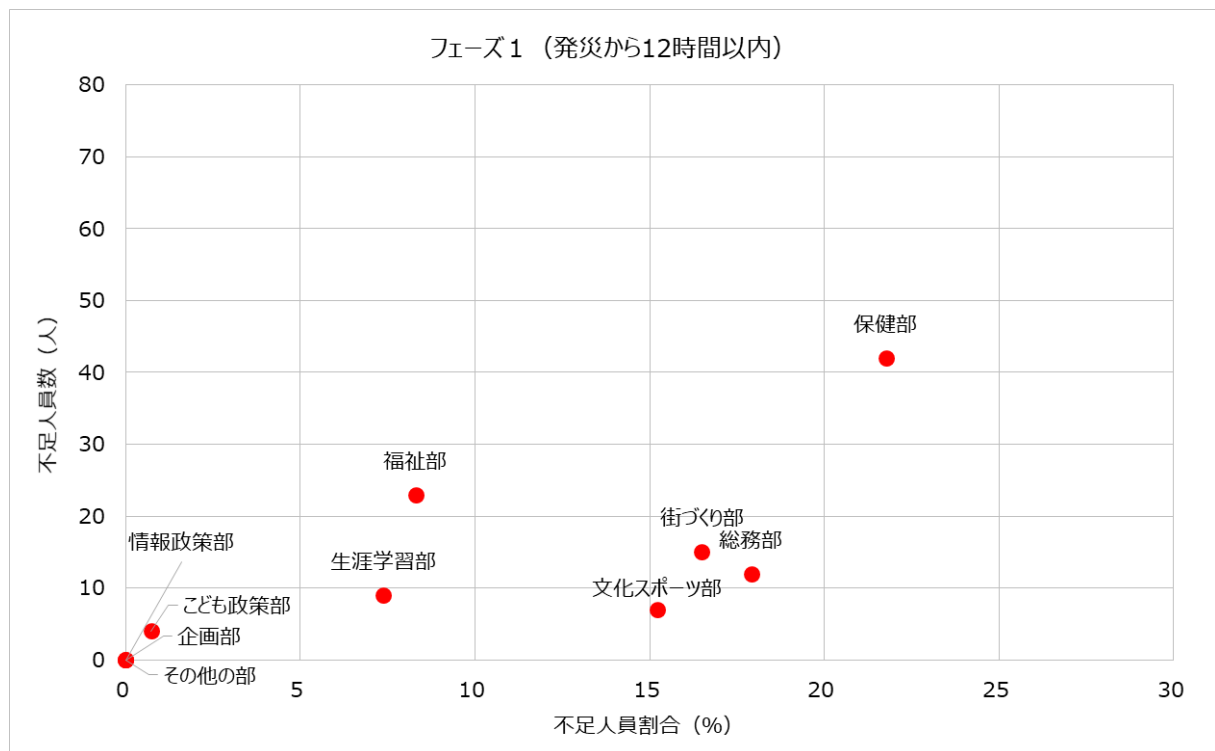
前節において、非常時優先業務に従事する人員の過不足を検討した結果が示すとおり、人員不足が見込まれる部署は、フェーズの推移とともに変化する。

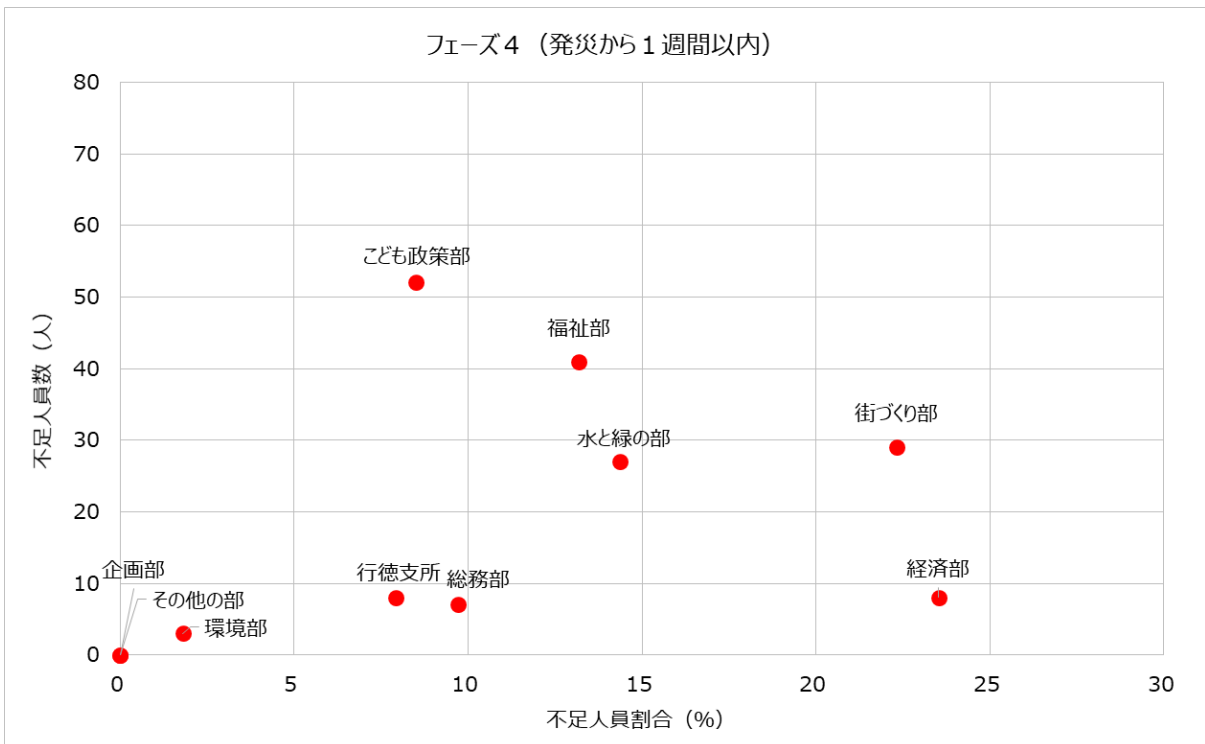
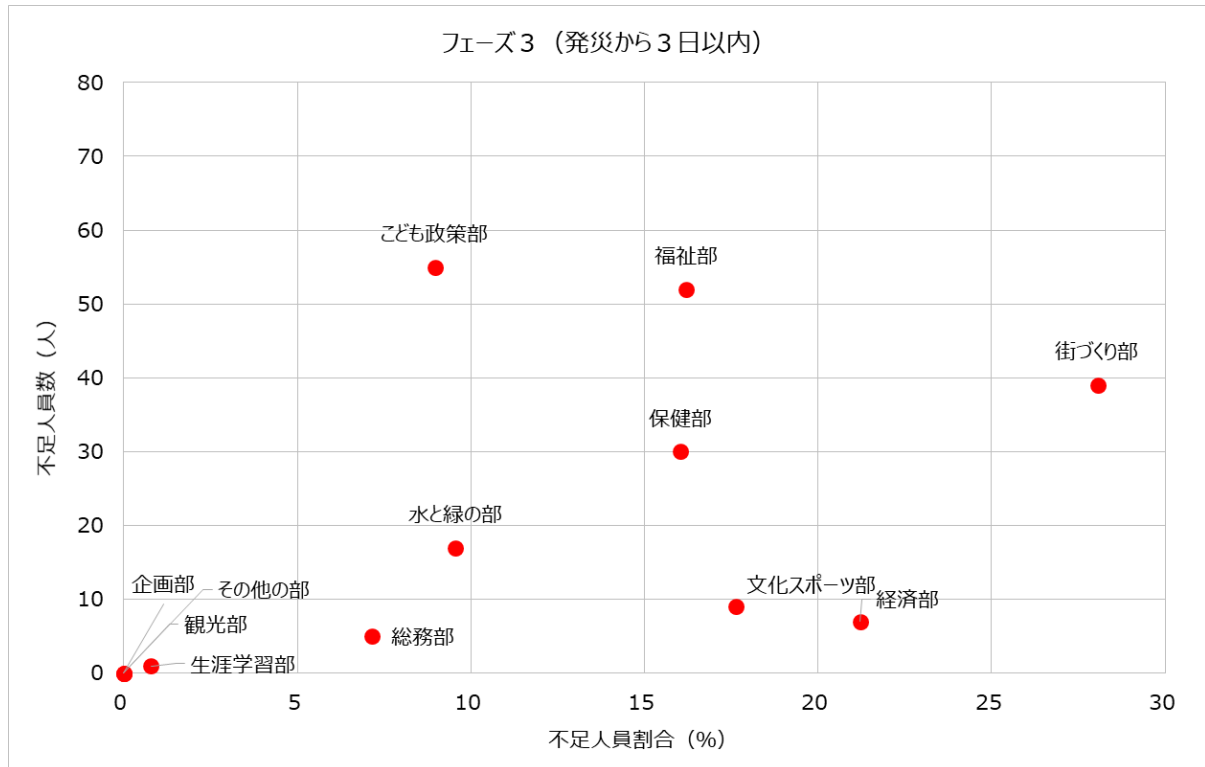
人員不足の傾向を確認するため、各フェーズにおける各部署の状況を比較する。

グラフの縦軸は不足する人員数、横軸は不足人員割合である。不足人員割合は、各部署における不足人員数と総人員の割合であり、グラフ上で右上になる程、その部署は人員不足が深刻となる。

なお、教育委員会を除く行政委員会等については、大幅な人員不足が見込まれないことから、比較対象外とした。







全フェーズを通して、福祉部及び街づくり部が慢性的に人員不足となっている。また、企画部、総務部、こども政策部は、3つ以上のフェーズで人員不足となっている。

フェーズ	人員が不足する部署（不足人数 30 名以上あるいは不足人員割合 10%以上）
F0	情報政策部、福祉部、こども政策部、保健部
F1	総務部、文化スポーツ部、保健部、街づくり部
F2	総務部、文化スポーツ部、保健部、街づくり部
F3	文化スポーツ部、経済部、福祉部、こども政策部、保健部、街づくり部
F4	経済部、福祉部、こども政策部、街づくり部、水と緑の部

2. 人員不足が見込まれる非常時優先業務

前項の人員不足が見込まれる部署において、人員を要する主な業務は、下記のとおりである。主に、市民の問合せ・相談対応、被害状況の把握・調査、医療活動、要配慮者支援で人員不足が見込まれている。

日常の組織	災害時の組織	人員不足が見込まれる主な非常時優先業務	
		応急対策業務	通常業務
総務部	被災生活支援本部 市民要望受付班	市民からの問合せ対応	職員への給与支給業務
企画部	被災生活支援本部 本部指揮班	被災状況の概要把握	—
情報政策部	本部長直轄班 システム・受援班	災害情報や市民ニーズのモニタリング・分析	—
文化スポーツ部	被災生活支援本部 災害班（1班）	管轄地域全体の被害情報の収集	—
経済部	被災生活支援本部 生活再建支援班	市民相談室の開設、 各種被災者生活再建資金の 支給・貸付等	—
福祉部	被災生活支援本部 福祉班	福祉避難所の開設、 要配慮者への支援	生活保護費支給
こども政策部	被災生活支援本部 福祉班	動員・参集、施設の安全確認 要配慮者への支援	公立保育園・幼稚園等運営管理業務
保健部	医療本部 医療救護班	医療活動	主要な施設機能(斎場)の推進
街づくり部	被災市街地対応本部 応急危険度判定実施 本部、調査班	被災状況調査、 応急危険度判定調査	—
水と緑の部	被災市街地対応本部 調査・復旧班	所管施設の被害調査、 浸水対策、応急復旧	—

第5節 受援体制の検討

人員不足を解消するため、部署間で業務・人員の調整や再配置を行う必要がある。しかし、本市では、災害時に人員の余剰が見込まれないフェーズがあり、さらには、応急危険度判定調査等の一部の業務では資格や技能も必要となる。

また、非常時優先業務に注力するために停止していた通常業務を再開し、市民サービスを速やかに提供する必要あることから、国・県・自治体等に人員の派遣を要請し、人員不足が見込まれる業務に応援職員を充当する必要がある。

人員の派遣を受け、円滑かつ的確に応援職員を非常時優先業務に充当するため、受援計画を策定して、受援対象業務、受入れ手順、受入れ人数、受入れ期間、本市職員と応援職員の役割分担、業務の実施に要する資格等を明確にする必要がある。

また、応援職員が円滑に業務を実施できるよう業務マニュアルの整備が必要である。

○受援対象業務の選定にあたって検討すべき項目

検討項目	検討内容
不足人員数	業務の実施にあたり、職員がどの程度不足するか
期間	業務の実施期間、人員が不足する期間はどのくらいか
本市職員と応援職員の役割	本市職員がやるべき業務か、応援職員でも実施できる業務か
資格・技能	業務の実施にあたり、必要となる資格や技能があるか

第6章 業務継続の管理・運営

第1節 業務継続管理の考え方

災害が発生した状況下においても業務の継続性を確保するためには、全職員が業務継続の重要性について共通認識を持つことが重要である。

このため、平常時から教育や訓練を定期的の実施し、本計画の実行、検証、改善、見直しを図る。

第1 業務継続の管理と運用

本計画では、効果的な計画の運用のため、業務マネジメント手法のひとつであるPDCAサイクル（Plan , Do , Check , Action : 計画、実行、評価、改善）に基づき、継続的に計画の管理を行う。

また、本市では、本計画の見直しを定期的に行う。

特に地域防災計画の改訂や実災害の発生等を受けて、継続的に計画を改善することにより、計画の効果的な管理に努める。



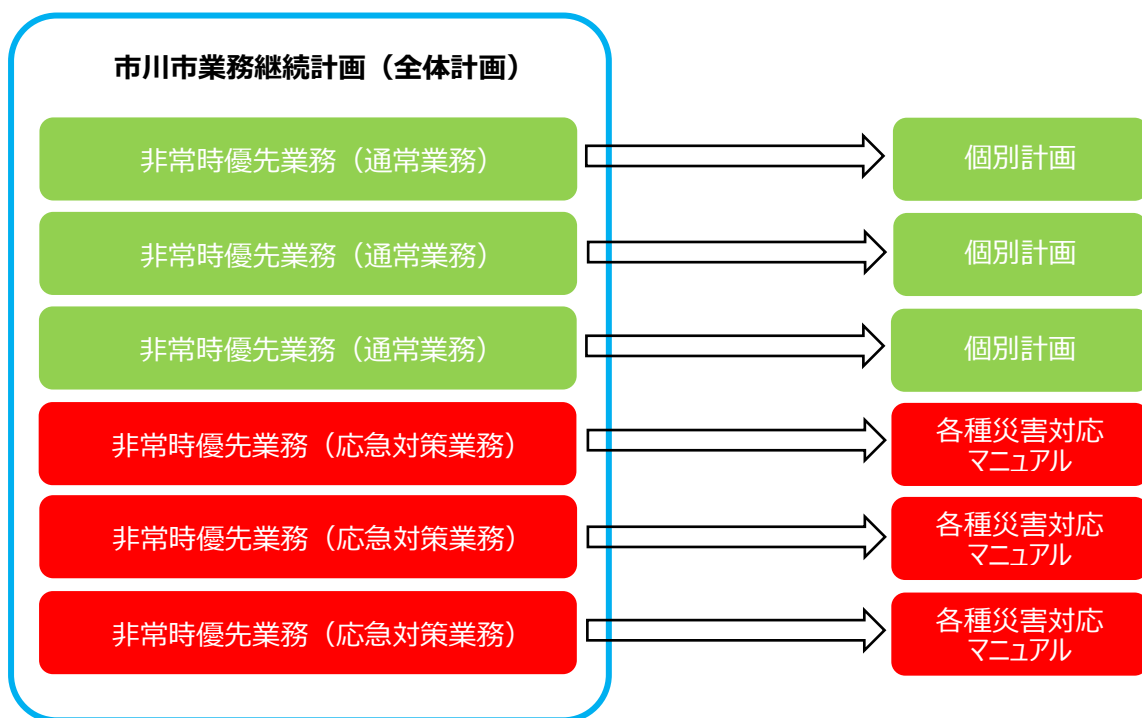
○ PDCA サイクル

第2 全体計画と個別計画

本計画は、本市における業務継続計画の全体計画であるため、各非常時優先業務の詳細を網羅していない。このため、効果的な業務継続管理を行うためには、各非常時優先業務に対して、個別に業務継続計画を策定し、業務継続管理を行うことが必要である。

本章では、本計画を「全体計画」、各非常時優先業務に対して策定する業務継続計画を「個別計画」とする。

なお、本市では、非常時優先業務の応急対策業務について既に各種災害対応マニュアルが策定されており、各種災害対応マニュアルを個別計画として取り扱う。



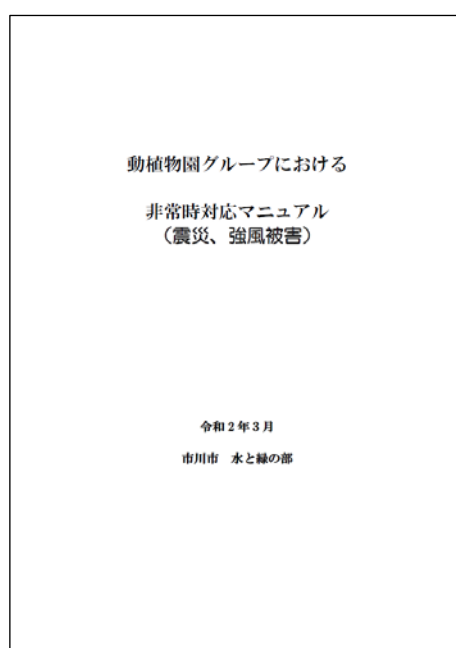
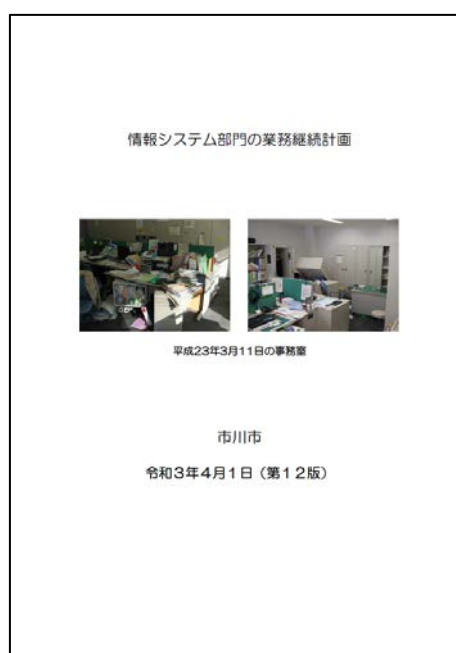
第2節 個別計画の策定の推進

第1 個別計画の策定状況

令和4年4月時点で、本市で策定されている個別計画は、情報システム、下水道、動植物園の業務における3つの計画である。

この個別計画の担当部署では、定期的に訓練等が実施され、PDCAサイクルにより、適切に個別計画が運用されている。

このような事例からも、今後、非常時優先業務の担当部署において、個別計画の策定が必要である。

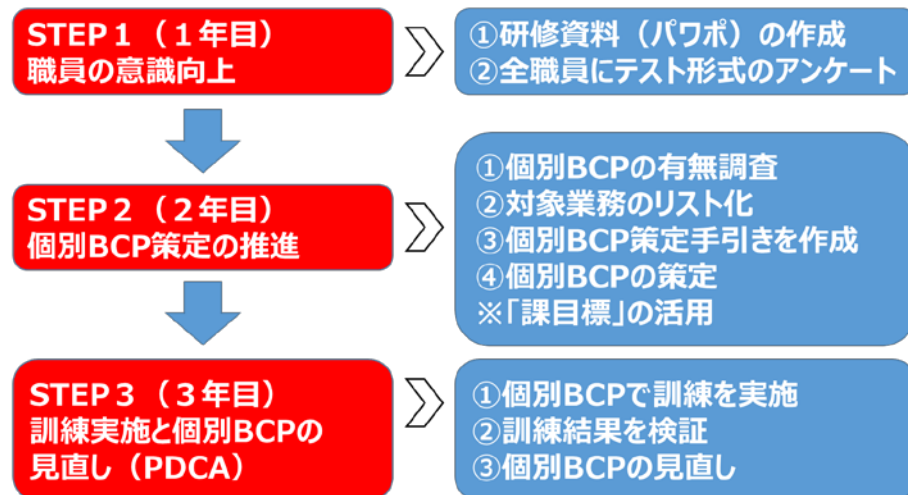


第2 個別計画の策定の推進

各非常時優先業務の担当部署は、個別計画を策定する。

危機管理室は、非常時優先業務の担当部署に対し、個別計画の策定を支援する。特に目標復旧時間が早い非常時優先業務（通常業務）を優先する。

今後、個別計画の策定の推進にあたり、概ね3年にわたる期間を設定する。



危機管理室は、個別計画の策定を支援するにあたり、ガイドライン等を作成し、全体計画と個別計画の調整を図る。

なお、非常時優先業務（応急対策業務）については、各種災害対応マニュアルを定期的に改訂する。

第3節 教育・訓練の実施

第1 教育・訓練の体系

本市では、効果的に計画（全体計画及び個別計画）を運用するため、下記のとおり、教育や訓練を実施する。

	危機管理室	非常時優先業務の担当部署
教育	職員の意識向上を図るため、非常時優先業務の担当部署に対し、研修を実施する。（危機管理課）	職場において非常時優先業務に係る OJT を実施する。
訓練	非常時優先業務の担当部署に対し、各業務に特化した訓練の実施を支援する。（危機管理課、地域防災課） 非常時優先業務にとらわれず、総合防災訓練、通信訓練、帰宅困難者訓練等を体系的に実施する。（地域防災課）	非常時優先業務の継続、停止、再開に係る訓練を実施する。 総合防災訓練、通信訓練、帰宅困難者訓練等に参加する。

第2 教育の実施

1. 教育の実施

本市では、効果的に計画を運用するため、職員が業務継続計画の知識を習得できるよう教育を実施する。

また、教育の実施にあたっては、個別計画の策定の推進に重点を置き、各部署の所属長を対象とした説明会の開催、目標復旧時間が早い非常時優先業務の担当部署を対象とした研修会の実施、各種情報提供等を積極的に実施する。

2. Web 庁内アンケートの実施

業務継続計画に係る教育として、また、本市の職員の理解度を評価するため、下記のとおり、Web 庁内アンケートを実施する。

手順	実施内容
1	研修資料を作成して、グループウェア等により、当該資料を全庁に配布する。
2	非常時優先業務の担当部署は、研修資料を使用して、OJT を実施する。
3	全庁に Web 庁内アンケートを配信する。
4	非常時優先業務の担当部署の職員は、Web 庁内アンケートに回答する。
5	アンケート結果を集計し、OJT の成果を評価する。

第3 訓練の実施

本市では、効果的に計画を運用するため、基本的技能の定着を図る定期的な訓練を実施する。

訓練の実施にあたって、非常時優先業務の担当部署は、各業務に係る訓練を実施するとともに、危機管理室は、組織や業務を横断する訓練を実施する。

訓練の区分	訓練の主催	主な訓練内容
非常時優先業務に係る訓練	非常時優先業務の担当部署	・窓口の閉鎖・再開訓練 ・施設の閉鎖・再開訓練 ・強制停電訓練 ・情報システム復旧訓練
上記以外の訓練	危機管理室	・総合防災訓練 ・模擬災害対策訓練 ・意思決定訓練 ・情報伝達訓練 ・帰宅困難者訓練 ・参集訓練 ・安否情報確認訓練 ・避難訓練

訓練を実施した場合、適切に記録を残し、訓練内容を評価すると共に、今後の訓練に向けて、改善を図る。

また、訓練から得られた課題を全体計画、個別計画、各種マニュアルの見直しの際に活用する。

第4節 管理・運営の年間スケジュール

本市では、効果的に計画を運用するため、本計画に係るアクションプランの策定・運用を検討する。

策定するアクションプランでは、複数年度にまたがる長期的な目標とともに、単一年度における短期的な目標を設定する。

単一年度における短期的な目標の設定と運用の例として、下記に年間運用計画の案を示す。

○ 業務継続管理における年間運用計画（案）

